

ブルターニュの独自文化形成における カトリック信仰の役割

——地域の側から見た普遍宗教——

薬師院美統

序章

本稿は、ブルターニュ（Bretagne）の文化、とりわけその独自性を、ケルト的な伝統ではなく、独特のカトリック信仰という視座から捉え直す試みである。

フランス革命期、平等な社会の実現のためにことさら重視されたのは、脱宗教化、より直接的には、国政からのカトリック勢力の排除と国全体の言語統一であった。というのも、それまでカトリック聖職者は国の第一身分¹⁾として高い地位と権力を得ていたからであり、また、国全体の言語が統一されていなかったためである。当時、教育、婚姻など多くの制度がカトリックの影響下にあった。そのため、新たな社会の形成には、公教育を始めとする公共の場の宗教からの切り離しが不可欠であると考えられた。また、フランス語を解さない人々に新しい法律や思想を伝えることが困難であった。言語の違いは、新たな社会理念の浸透の妨げになっていたのであり、そのためにフランス語の教育を全国で徹底することが、喫緊の課題とされたのである。

1) 旧体制下のフランスでは、第一身分たる聖職者と、第二身分たる貴族に対して、第三身分たる平民が持たない様々な特権が付与されていた（Nay et al. 2011: 383-384）。

こうした時代背景の中、1794年に国民公会議員²⁾バレール (Bertrand Barère de Vieuxac) は「方言とフランス語の教育に関する報告と法案」の中で、次のように記している。

バ=ブルトン語と呼ばれる方言 (中略) が狂信と迷信の支配を永続化させ、僧侶や貴族や法律家の支配を確固たるものにし (中略) フランスの敵どもを利する恐れがある。(中略) 農村の住民はバ=ブルトン語しか耳にしない。まさにこの迷妄の道具によって、僧侶と陰謀家どもは彼らを自分の支配下におしとどめ (中略) 市民が法を知り祖国を愛するのを妨げているのである³⁾。

ここで槍玉に挙げられている「バ=ブルトン語」とは、当時ブルターニュ地方で使用されていた主要言語の1つである⁴⁾。ブルターニュ地方とは、フランス北西部、ブルターニュ半島に位置する地域である。ここは16世紀前半まではブルターニュ公国、すなわちフランスとは別の独立した国であり、使用される言語もフランス語とは異なっていた。上記引用文では「方言」という訳語が用いられているが、この言葉の原語は「idiôme」である⁵⁾。つまり、単なる訛りのあるフランス語ではなく、全く別の固有の

2) 第一共和政時代初期革命政府国民公会 (Convention nationale) の議員。

3) バレール 2002: 264

4) 原書を確認すると「バ=ブルトン語」の原語は「bas-breton」であった (Barère de Vieuxac 1794: 3)。あえて直訳すると、「低いブルターニュの言葉」である。ブルターニュの中でも、東の方はオート=ブルターニュ (Haute-Bretagne)、それより西は、バス=ブルターニュ (Basse-Bretagne) と呼ばれている。「オート (haute)」と「バス (basse)」とは、順に、「高い」を意味する形容詞「オ (haut)」と「低い」を意味する形容詞「バ (bas)」の女性形である。ブルターニュ (Bretagne) が女性名詞なため、それに連動して姓が一致しているわけである。ともあれ、「オート=ブルターニュ」と「バス=ブルターニュ」は、あえて直訳すると、順に、「高いブルターニュ」、「低いブルターニュ」ということになる。ブルトン語が使用されているのは、主として「バス=ブルターニュ」、すなわち、「低いブルターニュ」の方である。以上のことから、ここでいう「バ=ブルトン語」、すなわち「低いブルターニュの言葉」は、本稿が「ブルトン語」という用語で示しているものと同義であると判断できる。

5) Barère de Vieuxac 1794: 3

言語であったということである。

また、「僧侶」とはカトリック聖職者を指している。実際、この地域は政教分離政策、すなわちライシテ (laïcité) に非常に強い反発を示したことで知られている。彼らは革命以前の昔からカトリック信仰に非常に篤かったのである。ただし、ここでは他のカトリック地域とは異なる独自性が多く見られる。

それらは、カトリックが布教される以前のケルト文化の信仰が転訛したものであると考えられている。ブルターニュで散見されるケルト文化の痕跡は、この地に住まう人々の地域アイデンティティーの重要な要素の1つとなっている。

革命以後、ブルターニュの人々はフランスとは異なる自分達の地域アイデンティティーをより強く求めるようになっていた。当時急速に押し進められた「1つのフランス」という方針を受け入れ難く感じていた人々が少なくなかったからである。地域アイデンティティーの基盤として、ケルト文化の痕跡を始め、独自の言語、公国の歴史は、いずれも重要な位置に置かれていた。

こうした歴史的経緯から、ブルターニュはフランスの中でも独自の文化を持つ地域だという認識が、自覚的にも外部的にも定着するようになった。そのため、その文化や伝統は既に何度も研究対象として取り上げられてきた。ただし、それらの多くは、ブルターニュの独自性をケルト文化に求めている。実際、ケルト文化はブルターニュの文化を知る上で無視できないものであることは間違いないだろう。

しかしながら、カトリックの信仰もそれらと同等か、あるいはむしろそれ以上に重要視されていたのである。バレールは方言が僧侶らの支配を確固たるものにする主張しているが、事実方言を始めとした伝統や文化を護ることと、信仰を護ることは結びついていたのである。

確かに、カトリック信仰そのものは、ブルターニュに固有のものではない。ブルターニュに限らず、フランス全土は元より、他のヨーロッパ地域においても広く定着している。そのため、一見この地域の独自性にカト

リックは関与していないようにも思われよう。

しかし、ブルターニュのカトリック信仰もまた、他のカトリック地域にはない特異なものである。そして、まさしく「バ=ブルトン語しか耳にしない」人々は、革命後のフランス全体の流れに抗って「自分達の」カトリックの信仰を続けようとしたのである。それこそは、ブルターニュの文化や歴史や伝統と切り離すことのできない、ブルターニュの独自性を構成するものである。

ブルターニュに存在するのは、ブルターニュのケルト文化であり、ブルターニュのカトリック信仰であり、ブルターニュの言語なのである。そして、ブルターニュの文化とは、それらが密接に重なった総体に他ならない。したがって、ブルターニュの独自性をケルト文化の視座から分析することは可能であろう。だが、同様にその独自性を、ブルターニュのカトリック信仰の視点から眺めることも可能なのである。

そこで、本論では、ブルターニュの文化を、ケルトという側面ではなく、ブルターニュ独特のカトリック信仰という観点から捉え直すこととする。

第1章 ブルターニュについて：背景事情の確認

第1節 ブルターニュ地域圏とブルターニュ

まずはブルターニュに関して、基本的な事項をいくつか整理しておくことにする。具体的には、ブルターニュと、その大部分を占めるブルターニュ地域圏に関して、それぞれの定義や、地理的な範囲などについて確認し、次いで、両者の関係についても触れておく。

ブルターニュとは、ブルターニュ半島を占める地域の名称である。今日のフランス本土は、その形状から、六角形を意味するフランス語のレグザゴンヌ (l'Hexagone) と通称されるが、ブルターニュ半島は、その六角形の北西角に位置する同国最大の半島である。海を隔ててイギリスに面しており、少なくともイギリスが EU から離脱する以前には、日帰りで往復することさえ可能であった。

序章でも触れたように、かつてブルターニュでは、フランス語とは異なる独自の言語が使用されていた。本論文では、その言語の主要なもの⁶⁾を「ブルトン語」という用語で表現することとする。ただし、ブルトン語に対しては、「ブレイス語」という用語が使用されていることもある。ブレイス (Breizh) とは、ブルターニュを指すブルトン語である。また、比較的稀ではあるが、ブルターニュの主要な地域言語であることから、ブルターニュ語という用語が用いられていることもある。しかし本稿では、混乱を避けるため、引用などの場合を除き、「ブルトン語」という用語で統一することにする。

さて、上述のように、ブルターニュの大部分は現在ブルターニュ地域圏となっている。地域圏とはフランスにおける地方公共団体の最大区分である。フランスの地方公共団体は、基本的には⁷⁾、大きいものから、地域圏 (région)、県 (département)、コミューン (commune) の3種である。フランス国立統計経済研究所 (INSEE)⁸⁾の統計によれば、ブルターニュ地域圏の面積は27,207.9km² であり⁹⁾、フランス本土¹⁰⁾の約5.0%¹¹⁾、フランス全体¹²⁾の約4.3%¹³⁾に相当する。一方、ブルターニュ地域圏の2021年末日現在の人口は3,402,932人であり¹⁴⁾、フランス本土¹⁵⁾の約5.2%¹⁶⁾、フ

6) ブルターニュの東側、オート = ブルターニュと呼ばれる所では、ガロ (Galo) 語が使用されていた。

7) フランスの現行憲法第72条に規定されているように、その他にも、憲法第74条に規定される海外公共団体 (collectivité d'outre-mer: COM) や、独自に規定されるものがある。

8) Institut National de la Statistique et des Études Économiques

9) INSEE 2022.06.27d

10) 543,939.9km² (INSEE 2022.06.27c)

11) $27,207.9 \div 543,939.9 \times 100 = 5.002\cdots$

12) 632,733.9km² (INSEE 2022.06.27b)

13) $27,207.9 \div 632,733.9 \times 100 = 4.3000\cdots$

14) INSEE 2022.01.18b

15) 2022年1月1日現在、65,627,454人 (INSEE 2022.01.18a)

16) $3,402,932 \div 65,627,454 \times 100 = 5.185226\cdots$

ランス全体¹⁷⁾の約5.0%¹⁸⁾に相当する。日本に置き換えて例えば、関西地区の6県(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)を合わせた程度の面積¹⁹⁾に、京都と和歌山の合計²⁰⁾よりやや少ない人数が暮らしていることになる²¹⁾。

また、ブルターニュ地域圏は、フランス本土の13ある地域圏²²⁾の1つで、コート＝ダルモール県(Côtes-d'Armor)²³⁾、フィニステール県(Finistère)、イル＝エ＝ヴィレーヌ県(Ille-et-Vilaine)、モルビアン県(Morbihan)の4つの県で構成されている。ブルターニュが公国であった時代の領土の大部分が、現在はブルターニュ地域圏になっている。他の地域圏と比較しても、ブルターニュは地域圏が導入される以前の旧領(Province)のまとまりをおよそ保っている。

ただし、都市ナント(Nantes)を中心としたロワール＝アトランティック県(Loire-Atlantique)²⁴⁾だけは、ブルターニュ地域圏ではなく、ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏(Pays de la Loire)の一部となった。同じく、フランス国立統計経済研究所の統計によれば、ロワール＝アトランティック県の面積は6,874.4km²であり²⁵⁾、この面積は、旧ブルターニュ領全体の約20%に相当する²⁶⁾。また、2021年末日現在の人口は1,478,101人であり、この人口は、ブルターニュ地域圏で最も人口の多いイル＝エ＝ヴィレーヌ

17) 2022年1月1日現在、67,813,396人(INSEE 2022.01.18a)

18) $3,402,932 \div 67,813,396 \times 100 = 5.0180\cdots$

19) 滋賀4,017km²、京都4,612km²、大阪1,905km²、兵庫8,401km²、奈良3,691km²、和歌山4,725km²、合計27,351km²。

20) 京都2580000人、和歌山923000人、合計3,503,000人。

21) 2020年10月1日現在の値(総務省統計局編 2021: 19, 47)。

22) 以下に示す2015年1月16日付法律に基づき、フランス本土の地域圏は翌2016年1月より計22から13に再編された。

Loi n° 2015-29 du 16 janvier 2015 relative à la délimitation des régions, aux élections régionales et départementales et modifiant le calendrier électoral.

23) 1990年までの名称はコート＝デュ＝ノール県(Côtes-du-Nord)であった。

24) 1957年までの名称はロワール＝アンフェリウール県(Loire-Inférieure)であった。

25) INSEE 2022.06.27a

26) $6,874.4 \div (27,207.9 + 6,874.4) \times 100 = 20.170\cdots$

県の人口1,107,860人よりも30万人以上多くなっている²⁷⁾。要するに、ブルターニュの少なからざる部分が、切り離されてしまったのである（図1.1-1、1.1-2）。

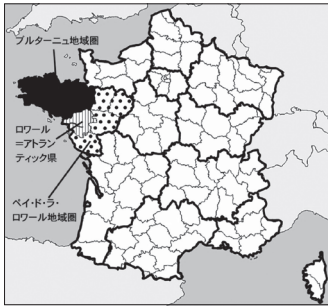


図1.1-1 ブルターニュの位置²⁸⁾



図1.1-2 ブルターニュの5県²⁹⁾

なお、ロワール＝アトランティック県を含めたブルターニュの面積は、フランス本土の約6.3%³⁰⁾、フランス全体の約5.4%³¹⁾に相当し、同じく人口は、フランス本土の約7.4%³²⁾、フランス全体の約7.2%³³⁾に相当する。

このため、ロワール＝アトランティック県をブルターニュ地域圏と統合すべきであるとする運動が現在まで続いている。実際、2022年2月20日にも、フランス大統領候補にブルターニュ再統一を訴える集会在、ナントにあるブルターニュ公爵城の周囲で開かれた。ブルターニュ地域圏の首府レンヌ（Rennes）に本拠を置く日刊紙ウエスト・フランスが報じているところによると、この集會では、1400m²もの巨大なブルターニュ旗「グウェン・ア・ドゥ（gwen ha du）」³⁴⁾が掲げられ、バガド（bagad）

27) INSEE 2022.01.18b

28) d-maps のフランス地図 (https://d-maps.com/carte.php?num_car=2828&lang) を加工して筆者が作成。

29) 同上

30) $(27,207.9+6,874.4) \div 543,939.9 \times 100 = 6.2658 \dots$

31) $(27,207.9+6,874.4) \div 632,733.9 \times 100 = 5.3865 \dots$

32) $(3,402,932+1,478,101) \div 65,627,454 \text{人} \times 100 = 7.4374 \dots$

33) $(3,402,932+1,478,101) \div 67,813,396 \text{人} \times 100 = \dots 7.1977$

34) ブルトン語で白と黒を意味することから、ブルターニュ旗の呼称となっている。

と呼ばれるブルターニュ式の楽隊により、ブルターニュの伝統楽器ビニウ (biniau) を用いた演奏もなされたということである³⁵⁾。

以上のように、ロワール＝アトランティック県は、歴史的にブルターニュを構成していた地域の1つであり、現在でも同県の住民達の多くがブルターニュへの帰属意識を強く持っている。そこで本稿でも、戦後に新設された人為的な行政区画としてのブルターニュ地域圏 (la région Bretagne) ではなく、古くからのブルターニュ文化が共有されてきた地理的範囲としてのブルターニュ (Province de Bretagne) を対象とする。そのため、本稿において、「地域圏」などの言葉を添えず、単に「ブルターニュ」という用語で表現されているものは、全てそれらの地域全体を指している。

第2節 ブルターニュの社会史：革命期まで

本節では、ブルターニュにおけるカトリック化からフランス革命期までの歴史を確認する。ただし、単に通史を概観するのではなく、本論文の論点を理解するのに必要な事項に焦点を当てて取り上げる。

ジェローム・フルケ (Jérôme Fourquet) は、ブルターニュをフランスのカトリックの砦の1つとして挙げている³⁶⁾。日本でも、『事典 現代のフランス [増補版]』の「ブルターニュ」の項目に「信仰篤いこの地」³⁷⁾と記されている。また、『百科事典マイペディア』には、同じく「ブルターニュ」の項目に、「現在もブルターニュ住民は〈ブルトン〉としての意識が強く (中略) 地域主義運動も活発である」³⁸⁾と記載されている。

以上の指摘を踏まえ、本節では、ブルターニュの歴史を、同地域が「カトリックの砦」であると認識され、また、「〈ブルトン〉としての意識」を強く持つに至った経緯に着目する形で概観する。具体的には、宗教と地域

35) Hrovatin 2022.02.20

36) Fourquet 2019: 325

37) 新倉他編 1997: 457

38) 日立ソリューションズ 2012

性の2つの面からブルターニュの歴史を辿り、ブルターニュにとってカトリックが重要な存在であったことと、ブルターニュが他の地域からの支配や干渉に抗う歴史を持っていることを確認する。なお、この作業に当たり取り上げた諸文献は、それぞれ独自の視点で書かれたものであり、細部に関して互いに見解の相違が見られる箇所も散見する。そのため本稿では、できる限り複数の文献で確認するなど、慎重かつ総合的に判断しながら記述した。

1) ブルターニュカトリックの始まり

本項では、ブルターニュのカトリック化の始まりから、同地のカトリック教会が自らの権限をフランク王国³⁹⁾から独立させようと試みるまでを取り上げ、ブルターニュのカトリックが文化的に特異であり、政治的に重要性を持つようになったその原点を確認する。

革命以前のブルターニュには9つの司教区(évêché)が存在していた。その当時、フランスの行政組織は、ローマ・カトリック教会の階層に組み込まれ、司教区が行政区画の役割を担っていたのである。

ブルターニュで最初の司教区が作られたのは、4、5世紀とかなり早い時期である。ローマ系住民達によって、順に、ナント、レンヌ、ヴァンヌ(Vannes)に設立された⁴⁰⁾。なお、当時ブルターニュは正式な呼称ではなかった。

現在のブルターニュに当たる土地は、紀元前よりケルト文化が栄えていた地域である。しかし、この頃にはローマ風の文化が浸透しつつあった⁴¹⁾。とはいえ、ケルト文化が全くなくなってしまうわけではない。特に宗教の面においては、土着のケルト信仰が広く浸透していた。

ブルターニュのカトリック化を進めたのは、ローマ系の人々ではなく、

39) 現在のフランス、ドイツ、イタリアに当たる中世前期の王国。

40) 山内 2011a: 15
原 2003: 17-21

41) 原 2003: 21

ブリテン島からの移住者達である。ブリテン島のケルト人達の移住は4世紀頃に始まり、5、6世紀に本格化した⁴²⁾。当時のブリテン島は、移住先よりも色濃くケルト文化を残しており、カトリック信仰も、ケルト信仰と習合したものであった。そして、彼らの移住によって、ローマ化しつつあったこの地に再びケルト文化が芽吹くこととなった⁴³⁾。

また、この地にカトリックを布教したのも、彼らと共に訪れた宣教師達である。彼らのいたブリテン島でカトリックが布教された際には、土着の信仰と対立しない形で行われていた⁴⁴⁾。ブルターニュのカトリック布教は、その経験を持つブリテン島から訪れた人々によってなされたのである。このことが、ブルターニュのカトリック信仰とケルト信仰が習合した一因となっていると筆者は見なしている。

ブリテン島から移住してきた宣教師達は、ブルターニュのカトリック信仰の礎を築いた人々として、後に聖人として扱われるようになっていった。主要な司教区の設立も、彼らによるものである。レンヌとナントを除く7つの司教区の設立者は、ブルターニュの創設7聖人（Les sept saints fondateurs de la Bretagne）として、特に重要視されている。

フレデリック・モルヴァン（Frédéric Morvan）によると、司教区は、王侯の意思決定の仲介を担う重要な機関であった⁴⁵⁾。そのため、ブルターニュの統治者達によって、司教区とフランク王国の切り離しが試みられていた。言うまでもなく、フランク王国からのブルターニュへの干渉を防ぎ、支配をより盤石にするためである。

ブルターニュを最初に統一した人物として知られているノミノエ（Nominoë）（851年没）も、ブルターニュの政治的独立性を強固にするために、この切り離しを企てた。彼によってドル大司教区（l'archevêché de Dol）が設立された。当時、フランク王国のトゥール（Tours）におかれ

42) 原 2003: 17

43) 山内 2011a: 15

44) 山内 2011a: 15-19
原 2003: 17-23

45) Morvan 2016: 26-27

ていた大司教区がブルターニュに強い影響力を持っていたため、そこからの宗教的独立を図ったのである⁴⁶⁾。また、主要な司教区からフランク人の司教 (évêque) を追放し、代わりにブルターニュ人の司教を宛がった⁴⁷⁾。

ノミノエの2代後の統治者サロモン (Salomon) (874年没) は、教皇ニコラス1世 (Nicolas I^{er}) に、ドル大司教区のトゥールからの独立を求めた。ブルターニュの全ての司教が、トゥールに依存しなくてよいようにするためである⁴⁸⁾。しかし、シャルル2世 (Charles II) の支援を受けたアクタール (Actard) の妨害により、サロモンの要求は叶わなかった。アクタールは、かつてノミノエに退位させられたナントの司教であった⁴⁹⁾。

それでも、1076年9月には、ドル司教区が大司教区として正式に認められた。大司教 (archevêque) の座についたのは、現イル=エ=ヴィレーヌ県に位置するサン=メレーヌ (Saint-Melaine) の司祭 (abbé) であったエヴォン (Éven) である。ブルターニュで、初めて、完全にブルターニュ出身の正式な大司教が誕生することとなったのである⁵⁰⁾。

しかしながら、この状況は、それほど長くは続かなかった。というのも、1199年6月1日付のインノケンティウス3世 (Innocent III) による勅令 (bulle) で、トゥールとカペー (Capétiens) 朝を優遇する決定がなされたからである⁵¹⁾。この決定により、再びブルターニュのドル司教区は、フランク王国の影響の強いトゥールの従属下に置かれることとなったのである⁵²⁾。

しかしながら、ブルターニュにとって、カトリックが重要な存在となっていたことは確かである。同時に、ブルターニュのカトリックは、フラ

46) Chartier-Le Floch 2021: 33

47) 山内 2011a: 20

48) Morvan 2016: 30

49) Chardronnet 2011: 215

50) Conklin 1992: 244-245

Duine 1921: 97

51) Conklin 1992: 260

52) Louis1872: 596

ンク王国からの独立を何度も試みていたことが確認できた。

2) 国としてのブルターニュ

本項では、ブルターニュが国として独立してから、フランスに併合されるまでの流れを跡付けする。国としてのブルターニュが、同地域内のカトリックと同様、他地域からの干渉に抗い、独立性を保持しようとしてきた活動にとりわけ焦点を当てる。

「ブルターニュ」の名は、「ブリタニア (Britannia)」の転訛であり、元はブリテン島から訪れた移住者達によって呼ばれたものである。彼らが、元いた土地をグレート・ブリテン (Great Britain)、すなわち大きなブルターニュ (Grande Bretagne)、移住先を小さなブルターニュ (Petite Bretagne) と呼称したのが始まりとされる⁵³⁾。

この地域の呼称が、政治的にも内外から「ブルターニュ」として認識され始めるのは、ノミノエの時代からである⁵⁴⁾。先にも触れたように、彼はブルターニュの最初の統治者である。もっとも、この当時の支配域は現在のブルターニュよりもかなり狭い範囲であった⁵⁵⁾。それでも、ノミノエをブルターニュの統治者の祖であると見なすことが通例となっている。

彼は、フランク王国のシャルル2世よりブルターニュ公の称号を受けていた。そして、その息子エリスポエ (Erispoë) (857年没) は、正式に初代ブルターニュ王として認められた。つまり、ブルターニュの独立が認められたのである⁵⁶⁾。

その次の統治者が、ドル大司教区の独立を求めたサロモンである。彼は広大な領地を勝ち取ったことでも知られ、死後は、ブルターニュの偉大な祖先の一人として、聖人として扱われている⁵⁷⁾。

そして、サロモンの数代後のアラン2世 (Alain II) (952年没) の時代

53) 山内 2011a: 14-15

54) 原 2003: 34

55) 原 2003: 36

56) Morvan 2016: 24-29

57) Chardonnet 2011: 213-217

に、地理的なブルターニュの範囲がおおよそ定まった⁵⁸⁾。彼には、当時ブルターニュやフランク王国を悩ませていたヴァイキングを一掃した等の功績がある。しかし、王としては認められず、以降ブルターニュの統治者の地位は「公爵」と定められた⁵⁹⁾。

それ以降のブルターニュ公爵家は、必ずしも安泰とは言えなかった。フランス王家やイングランド王家の干渉を受けていたのである。特に1341年には窮状が山場を迎え、ブルターニュ継承戦争が勃発した。これは、ブルターニュ公爵家の後継を、フランス王家の親族でもあるシャルル・ド・ブロワ (Charles de Blois) とするか、イングランド王家が支持するジャン・ド・モンフォール (Jean de Montfort) とするかとの争いであった。

結局、ブルターニュが英仏両国から距離を取ることができたのは、第2回ゲランド (Guérande) 条約が結ばれた1381年からある。ブルターニュ公国は、以降100年程度の間完全に独立した状態にあった⁶⁰⁾。

その後、アンヌ・ド・ブルターニュ (Anne de Bretagne) (1477～1514) の時代を迎えることになる。彼女は、ブルターニュとフランスの併合に最後まで抗った人物として、今でも多くのブルターニュの人々に慕われている。実際、ブルターニュ博物館の常設展示の1つは、アンヌ・ド・ブルターニュに関するものである⁶¹⁾。また、その案内冊子にも記載されているように、アンヌ・ド・ブルターニュの肖像は、地元の商品で多数使用されている。例えば、ラベルにアンヌの肖像が描かれたランスロ社 (brasserie Lancelot) によるビール「アンヌ公女 (Duchesse Anne)」は、その代表的なものである⁶²⁾。

さて、アンヌの父フランソワ2世 (François II) (1435～1488) の治世下のブルターニュは、当初フランスとの関係において優位にあった。フランス王の敵対勢力と公益同盟を結び、フランスの脅威となっていたのであ

58) 山内 2011b: 27

59) 原 2003: 39-40

60) 山内 2011b: 41

61) Musée de Bretagne 2021: 20

62) Musée de Bretagne 2021: 20

る。1465年にフランスとの間に結ばれたサン＝モール（Saint-Maur）条約は、念願のブルターニュの司教区に対するフランス王権の放棄、すなわち王国支配からの離脱を認めさせるものであった⁶³⁾。

しかし、この状況は長く続かなかった。同盟相手が次々とフランスに敗れたのである。ブルターニュもまた、1488年に、サン＝トールバン＝デュ＝コルミエ（Saint-Aubin-du-Cormier）の戦いでフランスに敗北したのであった。

アンヌが公位を継いだのは、この翌年である。前述の戦いの結果、1491年、アンヌはフランス国王シャルル8世（Charles VIII）と結婚することとなった。このままブルターニュとフランスが併合するに思えたが、1498年にシャルル8世が事故死した。アンヌは、直ちにブルターニュの行政権の一部を回復させ、翌1499年、次のフランス国王であるルイ12世（Louis XII）と再婚した⁶⁴⁾。ルイ12世は、アンヌと公国の権利を尊重したため、ブルターニュの役人や司教の任命⁶⁵⁾はアンヌ自身が行うことができた⁶⁶⁾。また、結婚に際して、夫婦の子供のうち長男がフランスを、次男がブルターニュを継承することが約束された。フランスとブルターニュの継承者の分離、つまりブルターニュの独立が保証されたのである⁶⁷⁾。

しかしながら、アンヌの死後、ブルターニュとフランスの併合が決定してしまった。なぜなら、アンヌとルイ12世の子の多くは早世し、成人できたのは娘2人だけであり、しかも長女のクロード・ド・フランス（Claude de France）と次代フランス王フランソワ1世（François I^{er}）が結ばれたため、フランスとの分離が叶わなかったからである⁶⁸⁾。フランス王家が実

63) 山内 2011b: 44

64) 今林 2013.03

65) フランスは、国内の高位聖職者を国王が指名し、それに基づいて教皇が叙階するガリカニスム（Gallicanisme）と呼ばれる体制を取っていた。正式な開始は1515年のフランソワ1世の治世下によるが、それ以前から高位聖職者の任命権がフランス国王と教皇の間で争われていた（佐々木 2016: 109）。

66) Chartier-Le Floch 2021: 70-71

67) 山内 2011b: 55

68) 山内 2011b: 55

質的にブルターニュを治めた後、1532年の議会で、フランスとブルターニュの併合が正式に決定した⁶⁹⁾。

以上のように、ブルターニュは、政治的な面でも、他地域からの介入に抗っていたことが確認できた。確かに、国としてのブルターニュはこの併合で終わりを迎え、以降はフランス領の一部となった。

しかし、ブルターニュの国としての独立性が失われたからこそ、ブルターニュの民衆が地域アイデンティティを求めることに繋がったのだと推察される。ただし、実際に人々が地域アイデンティティを意識し始めるのは、この時よりも後のことである。それについては後述する。

3) 宗教改革とブルターニュ

16世紀半ば、ブルターニュがフランスに併合された時期と前後して、フランスに宗教改革の波が押し寄せた。もちろん、ブルターニュにもその波は及んでいた。しかし、後述する通り、ブルターニュでは、フランス国内の他の地域と比較して新旧両派の争いが少なく、またプロテスタントへの改宗者も一部の地域、階層の人々に限られていた。

実際、エルワン・シャルチエール・フロック (Erwan Chartier-Le Floch) は、当時のブルターニュのカトリック聖職者達が、プロテスタントをそれほど脅威に感じていなかったと主張している⁷⁰⁾。そこで、本項では、フランス全体の状況と比較する形で、宗教改革期におけるブルターニュの出来事を概観する。ブルターニュにおけるカトリック信仰の特徴を歴史的に検証するためである。

フランスの宗教改革は、ジャン・カルヴァン (Jean Calvin) を中心に進められた。カルヴァン派はカトリックの側から「ユグノー (Huguenot)」と呼称されていた。その教義は、1540年頃よりフランス全土に広まり、1550年代には組織化されていった⁷¹⁾。

69) 原 2003: 89-90

70) Chartier-Le Floch 2021: 78

71) 佐々木 2016: 53-59

この状況下、ブルターニュでも、同時期よりプロテスタントによる活動が見られるようになる。とりわけ注目すべきは、1558年に、ユグノー派の中心人物であるコリニー（Gaspard de Coligny）提督がブルターニュのレンヌ近郊で説教を行ったことである。これを機に、レンヌの貴族の多くが、プロテスタントへの信仰を表明したとされる⁷²⁾。

1562年、フランス北東部のヴァシー（Wassy）で、過激派カトリックであるギーズ公フランソワ（François de Guise）の従者達がユグノーを虐殺したことを契機に、ユグノー戦争が勃発した。中でも最大の事件は、1572年に起きたサン・バルテルミ（Saint-Barthélemy）の虐殺である。パリで、コリニー提督を始めとしたユグノー派が大量虐殺されたのである。首謀者は摂政カトリーヌ・ド・メディシス（Catherine de Médicis）と、カトリックの過激派ギーズ公アンリ（Henri de Guise）とされている。この事件は、フランス全土に広がり、各地でカトリックによるユグノーの虐殺が行われた⁷³⁾。被害者は1万人にも及んだとされている⁷⁴⁾。

一方、この頃のブルターニュは、他のフランス地域とは異なり、サン・バルテルミの虐殺に起因する小競り合いはあったものの、概ね穏やかな状態にあった⁷⁵⁾。1558年から1572年間のブルターニュの総督達は中立的な立場をとっており、フランス王家からのプロテスタントを虐殺する命令を拒否していたためである。

そうした中、1584年6月にフランスで、ユグノー派のナヴァール王アンリ（Henri de Navarre）が、王位第一継承者となった。これに不満を抱いた過激派カトリック達は、同年、ギーズ公アンリの元で「カトリック同盟」を結成した。同盟は全国に広がり、各都市のカトリック組織と合流した⁷⁶⁾。ブルターニュでは、総督メルスール（Merceur）公が、カトリック同盟に味方した。その結果、ブルターニュでも内戦状態が10年続き、多くのプロ

72) Chartier-Le Floch 2021: 78-79

73) 福井 2019: 120-126

74) 佐々木 2016: 57

75) Chartier-Le Floch 2021: 78-79

76) 佐々木 2016: 53-59

テスタントが命を落とすこととなった⁷⁷⁾。

結局、1589年、ナヴァル王アンリが、アンリ 4 世 (Henri IV) としてフランス王に即位した。ユグノー派の王の即位は、カトリックの人々にとって不満の大きいものであった。そのため、ブルターニュでは、サン＝マロ (Saint-Malo) の人々が、異端であるアンリ 4 世をフランス王として認めることを拒否し、1590年 3 月 11 日にサン＝マロ共和国 (République de Saint-Malo) として独立を宣言している。サン＝マロ共和国は、1593年にアンリ 4 世がカトリックに改宗したことで、翌1594年に解散した⁷⁸⁾。

カトリックに改宗したアンリ 4 世は、ユグノー派の不満を抑えるため、1598年にナントの勅令⁷⁹⁾を發布してプロテスタントの権利を一部認めた。ブルターニュでも、2 年遅れた1600年に、議会においてこのナントの勅令が承認された⁸⁰⁾。

確かに、宗教改革の時代、ブルターニュでもプロテスタントへの改宗者は存在していた。ただし、それはブルターニュの中でも特定の地域、階層の人々に限られていた。ブルターニュは、レンヌなどの都市部が中心である東部のオート＝ブルターニュ地方と、農村が中心である西部のバス＝ブルターニュ地方に分かれている。このうち、プロテスタントに改宗したのは、大半がオート＝ブルターニュ地方の貴族や富裕層であった⁸¹⁾。

ただし、オート＝ブルターニュ地方の中にも、サン＝マロ共和国の様に、カトリックの勢力が強い例も見られた。要するに、ブルターニュ全体で見て、プロテスタントの信者はそれほど多くなかったのである。実際、シャルリエール・フロックによると、1650年の時点で、ブルターニュ全体にブ

77) Chartier-Le Floch 2021: 78-79

78) Kernalegenn 2014

Legueret 2022.03.13

79) 1597年以前にプロテスタンティズムが確立された地域でプロテスタント守ることを許し、彼らに全ての公職を解放し、カトリックとカルヴァン派との双方から等しく裁判官の選ばれる混合裁判所が創設された。1685年に撤回されている (上智大学編 1954: 571(564-579))。

80) Chartier-Le Floch 2021: 78-79

81) Chartier-Le Floch 2021: 78

ロテスタントの信者は1000人にも満たなかったとされている⁸²⁾。

16世紀半ばから17世紀前半にかけて、ブルターニュでは、特にバス＝ブルターニュ地方を中心に、むしろカトリックの活動が盛んであった。実際、17世紀初頭のレオン（Léon）の聖堂区あたりのカトリック聖職者の人数はフランス国内の他の地域の2倍⁸³⁾であった⁸⁴⁾。

もちろん、宗教改革を受けて、いわゆる対抗宗教改革の影響があったことは言うまでもない。ただし当時のブルターニュのカトリック聖職者は、プロテスタントの排除よりも、民衆の間から迷信や俗信を取り払うことに重点を置いていた⁸⁵⁾。迷信とはどのようなものかについての解説や、カテキズム⁸⁶⁾教育が行われ、1620年代にはカテキズムがブルターニュ全域で使用されるまでになった⁸⁷⁾。

その代表的なものとして、イエズス会士のジュリアン・モノワール（Julien Maunoir）（1606～1683）神父による、絵解きタオレンヌウ（taolennou）⁸⁸⁾や讃歌、聖史劇⁸⁹⁾などを利用した、文字の読めない民衆への

82) Chartier-Le Floch 2021: 79

83) およそ10から20人（原 2016: 297）。

84) 原 2016: 297

85) 原 2016: 305

86) 問答形式で書かれたキリスト教の教義の入門書。

87) 原 2016: 308

88) ブルトン語で図絵。天国や地獄、主の祈りの意味、信者の徳や誘惑などを絵によって解説するもの。ミシェル・ル・ノーブレ（Michel le Nobletz）が最初に用いたもので、ブルターニュでの布教に使われた。これを受け継いだヴァンサン・ユビ（Vincent Huby）の考案した図絵は、20世紀前半までブルターニュで使用されていた。なお、元々ブルターニュで使用されたものであるが、ルノーブレやユビの図案が伝播し、カナダやマダガスカル、上海、長崎といった海外へのカトリック布教活動や、ドイツや韓国のプロテスタントの活動に使用された例が確認されている（ルドー他 1996）。

89) ブルターニュにはブルトン語の独自の宗教劇が存在している。起源は明らかでないが、少なくとも15世紀の脚本が現存している（原 2016: 309）。讃歌以外の歌や踊り、宗教劇は16世紀後半には禁止令の対象となっているが、ブルターニュでは19世紀末までほとんど途切れていない。モノワール神父は、布教に聖史劇の利用を推奨していた（原 1990: 95-98）。

布教活動が知られている⁹⁰⁾。

彼は、布教のために村々を回り、説教とカテキズム教育を行っていた⁹¹⁾。彼によってブルターニュにカテキズム教育が始められたのである⁹²⁾。各村で1ヵ月間ほど布教を行い、最後に信者を集めて行進した。これには近隣の村からも大勢の人々が参加した。モノワールは40年間に547回の布教を行い、その説教や教育に10万人、更にその後の行進には40万から50万人の参加者が集まったとされている⁹³⁾。

また、彼は布教のためにブルトン語が必要と考え、他の布教者達にも学ばせるべく、ブルトン語の最初の文法書『イエズス・キリストの聖学校』⁹⁴⁾を執筆している。1624年に出版されたブルトン語で書かれた『讃歌集』は、30年間で当時としては異例の十数版もの発行がなされていた⁹⁵⁾。

こうした個々の布教者による民衆への活動だけでなく、聖職者向けの活動も行われた。例えば、16世紀から1675年までに、ブルターニュで123カ所の修道院⁹⁶⁾が建設された⁹⁷⁾。更に1660年代からは、神学校の聖職者養成が始まり、1670年代には一般信徒向けの合宿研修も行われるようになった⁹⁸⁾。

また、現在ブルターニュに文化財として残されているカトリック教会

90) 原 2003: 98

91) 原 2003: 98

92) 原 2016: 308

93) 原 2016: 306

94) Maunoir, Julien (1659). Le Sacré collège de Jésus. J. Hardouyn, 390p.

書名の日本語訳は原による(原 2003: 98)。なお、同書は、フランス国立国会図書館の電子図書館ガリカ(Gallica)が所有するデータを元に、2016年にアシュート・リーブル社により再出版され、オンデマンド印刷(Impression à la demande)の方式で入手可能となっている。

95) 原 2016: 307

96) 男子修道院はカプチン会、イエズス会、托鉢修道会など47カ所、女子修道院ではウルスラ会が半数、その他カルメル会、ベネディクト会など76カ所(原 2016: 305)。

97) 阿河 2014.03: 61

98) 原 2016: 305

の多くが建設されたのも、この時期のことである⁹⁹⁾。加えて、この頃に寄進された鐘楼も数多い¹⁰⁰⁾。当時、経済的に潤っていたブルターニュでは、多くの富が教会建築に注がれていた。囲い教会 (enclos paroissiaux)¹⁰¹⁾と呼ばれるバス＝ブルターニュ地方に見られる教会もこの時代に発達し、ルイ14世 (Louis XIV) によって禁止される1695年まで、村々で競うように増築されていた¹⁰²⁾。

以上、本項で確認したように、宗教改革の時代も、ブルターニュの大部分は依然カトリック地域であった。プロテスタントへの改宗者は、オート＝ブルターニュ地方の一部の人々に限られたのである。

原聖も指摘するように、これは、ブルターニュの中の言語の違いに起因する¹⁰³⁾。フランス革命時、バス＝ブルターニュ地方では、未だブルトン語が使用されていた。一方、オート＝ブルターニュ地方では、早くからフランス語が使用されていたのである¹⁰⁴⁾。シャルチエール・フロックも、プロテスタント思想史家ジャン＝イヴ・カルエ (Jean-Yves Carlier) による見解を参照しながら、カルヴァン派がブルトン語による言語の壁を越えることができなかったと主張している¹⁰⁵⁾。

つまり、ブルトン語を使用する農村にはプロテスタントが入り込めずにカトリックが残り続け、フランス語を使用する一部の人々にのみプロテスタント改宗者が現れたと考えられる。このことが、序章に取り上げたバ

99) 原 2003: 98

100) 原 2016: 297

101) 教会囲い地、聖堂囲い地、囲い込み聖堂地と訳される場合もある。フランスで中世に用いられた教会の区画を壁や策で囲む形式が、後にバス＝ブルターニュ地方に伝わったもの (阿河 2014.03: 56)。厳密な定義は曖昧であるが、一般に教会建築の複合施設を指し、教会、カルヴェール (calvaire)、納骨堂、墓地、などが石壁で囲まれ、1つしかない装飾された門からしか入ることのできない形式になっている (Pelletier 1989: 3)。カルヴェールとは、囲い教会に見られる特有の磔刑像で、土台には聖書やカトリックの伝承の登場人物など大量の人物像が彫刻されている。

102) 阿河 2014.03: 61

103) 原 1990: 28

104) 原 2003: x

105) Chartier-Le Floch 2021: 79

レールの主張する、「僧侶」が「バ=ブルトン語」を話す「農村の住民」を支配している事態、すなわち革命期のブルターニュがカトリックの牙城であったことに繋がっていると考えられる。

4) 反革命の地ブルターニュ

本節の最後に、ブルターニュが政治的、経済的に衰退してからフランス革命を迎えるまでの時機を取り上げ、特に、ブルターニュが革命政府への反対勢力となって行く出来事に注目する。この歴史の中で、ブルターニュにおける地域アイデンティティーとカトリックが重要視されていったことを検証する。

第2項で述べた通り、16世紀前半に国としてのブルターニュは終わりを迎え、フランスの一部となった。しかしながら、それによって直ちにブルターニュの独立性の一切が失われたわけではなかった。というのも、併合時にいくつかの権限が認められたからである。

その代表的なものは、地方三部会¹⁰⁶⁾である、ブルターニュ三部会の存続である。当時地方三部会を持つ地域へフランス王国側からの王権に基づく課税が行われる場合、その地域の地方三部会と交渉し、承認を得る必要があった¹⁰⁷⁾。地方三部会の多くは次第に形骸化してしまっただが、ブルターニュ三部会は強い権限を保持し続けていた。併合時に認められた特権には、他にも、出身地から遠く離れた地域で行われる戦争への兵役免除や、裁判権の独立などがあった¹⁰⁸⁾。これらの特権によって、ブルターニュはある程度フランスからの支配を退けていたのである。

また、経済的には、むしろ全盛を迎えていた。税負担が軽いことに加え

106) 高位聖職者、貴族、平民の3つの身分の代表からなる身分制議会。三部会には、国王によって召集される全国三部会 (États généraux) と、ブルターニュの様な、一部の地域に特権として認められた地方三部会 (États provinciaux) がある (村川他編 1992: 265)。

107) 花房 2018.03: 100

108) 大場 2011: 66, 73

山内 2011b: 59

て、貿易業に成功していたためである。加えて、宗教戦争の影響によって疲弊したフランス経済と異なり、その影響をそれほど受けなかったことも挙げられる¹⁰⁹⁾。蓄えられた富の多くは、前項で述べたような、カトリックの教会建築に注がれていた。

しかし、17世紀後半、ブルターニュの繁栄は終わりを迎える。ルイ14世の時代に行われた貿易政策¹¹⁰⁾が元で、経済的に大打撃を負ってしまったためである¹¹¹⁾。更に、フランスは、ブルターニュを含めた全国に3つの王国租税、すなわち印紙税、タバコ税、錫製品検査税を課した。併合時にフランス王権との間で交わされた、ブルターニュに掛けられる税金にはブルターニュ三部会の承認を必要とするという約束を反故にされたのである¹¹²⁾。1675年、民衆の怒りが頂点に達し、各地で反乱が起った。印紙税一揆や赤帽子の乱¹¹³⁾と呼ばれるこの騒動は、ブルターニュ全土に広がり、数カ月の間激しい暴動が続いた¹¹⁴⁾。しかし、半年後、フランス王国から大軍が派遣され、反乱は直ちに鎮圧されてしまった。王国軍による制圧は、凄惨極まるものであったと伝えられている¹¹⁵⁾。これ以降、ブルターニュではフランスからの政治的支配が強化され、また経済的にも衰退していった¹¹⁶⁾。

しかし、後世、赤帽子の乱はブルターニュの抵抗の歴史の象徴として扱われるようになった。現代でも、2013年に行われた環境税の導入に反対す

109) 原 2003: 97

110) ルイ14世の財務総監ジャン＝バティスト・コルベール (Jean-Baptiste Colbert) によってイギリスからの毛織物の輸入が禁止されたため、イギリスもフランスからの繊維製品の輸入が禁止された。この結果、繊維製品の輸出が主要産業であったブルターニュが経済的に大打撃を受けた (梁川 2001.09: 90)。

111) 原 2003: 98-99

112) Chartier-Le Floch 2021: 90-91

113) 反乱者のうちブルターニュ中部の民衆達は赤い帽子を被っていた (Chartier-Le Floch 2021: 90-91)。

114) 大場 2011: 68-70

115) 梁川 2001.09: 90-91

116) 大場 2011: 70-71

るデモにおいて、赤帽子の乱に因んで、多くの参加者によって赤い帽子が被られた¹¹⁷⁾。

ルイ14世の治世下以降、ブルターニュ三部会はフランスに対してかつての権限を振るうことが難しくなっていった。しかし、それでも、ブルターニュ三部会が完全に衰退してしまっただけではなかった。ブルターニュ三部会は、フランスで地方三部会が正式に廃止された1789年の時点まで形骸化せずに残っていた地方三部会の1つであったのである。

1789年は、フランス革命の始まった年である。一般に、7月14日のバスティーユ監獄への襲撃事件がその引き金とされている。ブルターニュは、その年の末から翌年にかけて、それまで保有していた、地域としての特権をすべて失うこととなった。まずブルターニュ三部会とブルターニュ議会在完全に廃止させられた¹¹⁸⁾。次いで、ブルターニュ州が解体され、新たに5つの県に分けられた¹¹⁹⁾。つまり、地図の上からブルターニュが消えて¹²⁰⁾しまったのである¹²¹⁾。

こうして、ブルターニュは、完全に政治的な独立を失ってしまった¹²²⁾。しかし、この事態がブルターニュの歴史的なまとまりを意識させ、地域アイデンティティーを求めることに繋がったのである¹²³⁾。

フランス革命期のブルターニュは、反革命勢力の集った地として知られている¹²⁴⁾。しかし、革命当初はそうではなかった。封建的特権の廃止は農民達から歓迎され、むしろ早い段階から、革命の動きに同調していたの

117) Gauron 2013. 11. 02

118) ラ・ヴィルマルケ 2018: v
原 2003: 133

119) ラ・ヴィルマルケ 2018: v

120) 20世紀後半にブルターニュ地域圏が成立したため、現在はブルターニュが行政上の意味のある地名として復活しているが、その際にロワール＝アトランティック県を失っている (Chartier-Le Floch 2021: 117)。

121) 梁川 2002. 02: 67

122) 原 2003: 133

123) 原 2003: 133-134

124) 大場 2011: 73

である¹²⁵⁾。

ブルターニュが反革命地域となっていた理由は、新たな税制への反感や徴兵への不満など様々なものがあるが、中でも最大の原因は、革命政府による反カトリック政策である¹²⁶⁾。カトリック聖職者が高い地位にあり、あらゆる制度がカトリックの影響下にある状況が問題視され、それらの特権を剥奪しようとしたのである。

フランスの中でも特にカトリック信仰が篤いブルターニュの人々にとって、この政策は耐えがたいものであった。この時の抵抗運動について、詳述は3章で行うため、ここでは流れだけを取り上げる。

まず1790年に、聖職者民事基本法が公布された。これにより、聖職者には国家、法律、憲法に忠実である事の宣誓が求められた¹²⁷⁾。1792年8月には、これを拒否した宣誓拒否僧に対する国外退去命令と、従わないものを流刑または死罪とする法が作られた¹²⁸⁾。

そうした中、1793年に30万人動員令による徴兵が行われた。フランス併合時、出身地から遠く離れた地での兵役免除を約束されていたブルターニュは、この政策に強い反感を抱いた¹²⁹⁾。革命政府への不満が膨れ上がり、梟の党の蜂起と呼ばれる激しい抵抗運動が行われた。梟の党は、元は農民の集団であったが、他の反革命勢力を取り込んで拡大し、ゲリラ戦を繰り広げていった¹³⁰⁾。

抵抗運動は、1796年8月、カトリックの礼拝が許可されたことで落ち着き始め、1801年7月、ナポレオン・ボナパルト (Napoléon Bonaparte) がローマ教皇ピウス7世 (Pie VII) と政教条約、すなわちコンコルダ

125) Chartier-Le Floch 2021: 122

大場 2011: 71

126) 大場 2011: 71

梁川 2001.09: 91

127) 原 2003: 134

128) 大場 2011: 71-75

129) 大場 2011: 71-75

130) Chartier-Le Floch 2021: 114-120, 122, 123

ト (concordat) を結び、フランスがカトリックと和解したことで、ようやく収まった¹³¹⁾。

以上、本項で確認したように、ブルターニュでは、政治的な独立性を失い、特権を反故にされ、何より信仰を奪われそうになったことで、革命政府への反対勢力となったのである。武力闘争による反乱は、政教条約の締結によって一旦落ち着いたが、この時代の出来事は、ブルターニュの人々に地域アイデンティティーを強く意識させることとなった。

以降ブルターニュは、革命後に押し進められた「1つのフランス」という方針に抗い、自分達のアイデンティティーでもある歴史、言語、ケルト文化、そしてカトリックの信仰を護る文化的な闘いを始めるのである。

第2章 ブルターニュの聖人崇敬

本章では、ブルターニュで行われている聖人崇敬について取り上げる。カトリックの正式な聖人は、信徒の模範となるような徳の高い生涯を過ごしたキリスト教徒のうちで、死後は神に人々の祈りを執り成すもの、信者と共に祈ってくれる存在として、ローマ・カトリック教会に認定された人物を指す¹³²⁾。そして、彼/彼女ら聖人達へ神への執り成しを求める行為¹³³⁾が、聖人崇敬である¹³⁴⁾。

なおカトリックにおいて、崇拜 (adoration)¹³⁵⁾ は唯一神に対してのみ認められた行為である。そのため、聖人への執り成しを願う場合は、崇拜と区別して、崇敬 (vénération)¹³⁶⁾ という語が用いられる¹³⁷⁾。ただし一般に

131) 大場 2011: 71-75

132) 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 2002: 711-712

133) 例えば火傷をした人物が聖人に守護を求めた時、その火傷は聖人自身が治癒するのではなく、聖人がその人物と神を執り成し、神の奇蹟によって治癒されるのである。

134) 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 2002: 492-493

135) ラテン語 adoratio を語源とする。

136) ラテン語 veneratio を語源とする。

137) この他、マリアに対する崇敬は、特別崇敬という例外的な扱いがなされる場合がある。

はそれらの語が区別されずに混同して使用される場合もままみられる。

ブルターニュは、他のカトリック地域に比べて聖アンヌ崇敬が非常に盛んであり、また独自の聖人も多数存在している。それらはブルターニュの歴史や、とりわけケルト信仰に起因するものと考えられ、そのため、これまでそうしたケルトの側面ばかりが重要視されていた。しかし、それらはどうあれケルトの神々への崇拜ではなく、カトリックの聖人への崇敬として行われていたものには違いないのである。

本章では、ブルターニュの聖アンヌ崇敬とブルターニュの独自の聖人への崇敬についてそれぞれ取り上げる。それらは独自性を持ちながらも、ブルターニュの人々がカトリック信仰として行ってきたものである。

第1節 聖アンヌ崇敬

本節では、ブルターニュにおける聖アンヌ¹³⁸⁾(Anne) 崇敬について取り上げる。彼女は、イエスの祖母、マリアの母とされる聖人で、ブルターニュの守護聖人¹³⁹⁾である。中木康夫や武部好伸によれば、聖アンヌはブルターニュで最も篤い崇敬を受けており、聖母マリアへの崇敬を凌ぐとされるほどである¹⁴⁰⁾。

実際、この地のほとんどのカトリック教会で、聖アンヌ像や、聖アンヌと聖母マリア、イエスが伴った聖アンヌ三体像が安置されている様を見ることができる¹⁴¹⁾。また、ブルターニュには聖アンヌを記念するカトリック施設が数多く存在している。

中でも、特に代表的なものとして知られているのが、サンタンヌ・ド

138) 日本では一般的にアンナ (Anna) と表記されるが、本稿では、ブルターニュでの呼称に合わせ、アンヌと表記する。

139) 日付、人物、地域、職業、病、災害等の特定の対象に対して、その祈りを特に執り成すとされている聖人。

140) 中木 1984: 144

武部 2003: 118, 123-124

141) Breizh-Info 2016.10.30

中木 1984: 144

レー（Sainte-Anne d'Auray）とサンタンヌ＝ラ＝パリュ（Sainte-Anne-la-Palud）の2つである¹⁴²⁾。この2つを指してブルターニュでは「生きているうちに、——または死んでからでも、だれでも一度は、サン・タンヌへ行かねばならぬ」とする伝承が残っているほどである¹⁴³⁾。

他にも、「聖母の母を愛せざるものはブルターニュ人にあらず」、「ブルトン人は死んだのち、あの世で聖アンナ様に会い、ブルトン語で天国を案内してもらえる」といったブルターニュにおける聖アンヌ崇敬の強さが窺える伝承がいくつか伝わっている¹⁴⁴⁾。また、第一次世界大戦におけるブルターニュ人の犠牲者の慰霊碑の建設地に選ばれたのも、聖アンヌを記念するサンタンヌ・ドレーである¹⁴⁵⁾。

サンタンヌ・ドレー及びサンタンヌ＝ラ＝パリュは、聖アンヌを記念するブルターニュ随一の巡礼地である。現在この2つは、聖アンヌに捧げた大規模なパルドン祭が開かれることでも知られている。

パルドン祭とは、ブルターニュ独自の宗教行事の1つで、各教会の関係者が、その教会で記念する聖人の日に、その聖人からの守護を願って村の中を練り歩くものである。パルドン祭についての詳述は次節で行うが、現在のブルターニュの人々にとって非常に重要なカトリックの行事となっている。

パルドン祭は各教会の聖人を記念する行事であるため、聖アンヌ以外の聖人を記念するパルドン祭も多く存在している。しかし、パルドン祭の中でも、最大規模のものは、サンタンヌ・ドレーで行われる、聖アンヌを記念するものである。

そして、もう1つの代表的な聖アンヌを記念するパルドン祭が、サンタンヌ＝ラ＝パリュで行われるものである。19世紀に、ブルターニュの民間

142) どちらも地名であり教会名。

143) 田辺 1992: 118

144) 中木 1984: 144

田辺 1992: 118

145) 田辺 1992: 118, 130

関沢 2008a: 28

伝承の収集を行っていたアナトール・ル・ブラズ (Anatole Le Braz) は、この地を訪れ、次のような伝承を記録している。聖アンヌは、ブルターニュの出身で、エルサレムでマリアを産み、後に再びブルターニュに戻った、ということである¹⁴⁶⁾。ただし、これはブルターニュだけに伝わる伝承である。

聖アンヌは、ブルターニュ独自の聖人というわけではない。しかし、イエスの祖母とされている人物であるにも拘らず、『聖書』には一切登場しない。聖アンヌに関する最初の記述は、2世紀に書かれたとされる『ヤコブ原福音書』においてである¹⁴⁷⁾。同書は、聖母マリア崇敬への根拠として書かれたものである¹⁴⁸⁾。内容は、マリアの半生について語るもので、ここで初めて彼女の両親に関する記述がなされたのである。同書では、アンヌとその夫ヨアキムが天使からマリアの誕生を告げられる場面など、聖母マリアが神の恩寵による特別な誕生を迎えたことが示されている¹⁴⁹⁾。このことが聖母としてマリアが崇敬の対象となった根拠とされるとともに、そのような子を得たマリアの両親もまた、聖人として崇敬されるようになっていったのである。

特に聖アンヌは、マリアの母としての逸話から、妊娠・出産の守護聖人として篤い崇敬を受けるようになった。というのも、カトリックにおける女性の聖人は、そのほとんどが妊娠、出産を経験していない修道女や、処女を貫いた殉教者であり¹⁵⁰⁾、また、マリアはイエスを身籠っているが、

146) 田辺 2002: 280

関沢 2008a: 25-26

147) 秦 2013: 35

148) 内藤 2000: 227

149) 荒井 1997: 23-42

150) 聖アンヌ以外の妊娠、出産に関する守護聖人は全くいないわけではない。しかし、その多くが、男性や処女である。ただし、出産、妊娠を経験した聖人は少ないながらも存在している。例として聖リタ (Rita) などが挙げられる。聖リタは望まぬ結婚によって子供を得、子供達を亡くした後修道女となった人物である。彼女は、不可能な願いへの守護聖人として知られているが、不妊症の女性への守護聖人でもある。しかし、14世紀後半と聖アンヌよりも新しい人物であり、正式に列聖されたア

処女懐胎という通常の妊娠とは異なるものである。このため、妊娠、出産を経験した数少ない聖人の1人である聖アンヌは、妊娠・出産の守護聖人として崇敬されたのである¹⁵¹⁾。

聖アンヌ崇敬はまず東方教会で広まり、12世紀頃、十字軍遠征をきっかけに西方教会にも浸透したとされている¹⁵²⁾。13世紀には、『黄金伝説』の中で聖アンヌの伝承について記載され、多くの読者に影響を与えた。この書は、イタリアのヤコブス・デ・ウォラギネ (Jacobus de Voragine) が聖人についての伝承を集めたもので、特にルネサンス期のキリスト教美術の題材として頻繁に用いられていた¹⁵³⁾。そのため、聖アンヌについても、レオナルド・ダ・ヴィンチ (Leonardo da Vinci) 等の数多くの著名な芸術家達によって、本書で紹介された伝承を基にした作品が数多く作られている。

また、ブルターニュ以外では、とりわけドイツ語圏で聖アンヌ崇敬が盛んであった¹⁵⁴⁾。しかしながら、宗教改革の中で、聖人崇敬はプロテスタントから非難の対象となったため、かつての勢いを失うこととなった¹⁵⁵⁾。

一方、ブルターニュでは、聖アンヌ崇敬が定着し、現在まで続いている。その主な理由は、4つ考えられる。

1つ目は、ブルターニュが宗教改革の影響をさほど受けなかったためである。このことは、前章でも述べた通りである。このため、改革派による聖アンヌ崇敬への糾弾は、ブルターニュの民衆にはほとんど届いていなかったと考えられる。

2つ目は、アンヌ・ド・ブルターニュと同じ名であるためである¹⁵⁶⁾。

ゝのは19世紀になってからである (鹿島 2016: 175)。このため、聖リタは子供がいたものの、聖アンヌに変わるほどの妊娠、出産の守護聖人にはなり得なかったと考えられる。

151) シュトレーター=ベンダー 1996: 242

152) 関沢 2008a: 23-24

153) 秦 2013: 9-20

154) シュトレーター=ベンダー 1996: 243-246

155) 内藤 2000: 246-247

156) 原 2003: 177



図 2.1 大時禱書に描かれたアンヌ・ド・ブルターニュ¹⁶¹⁾

彼女が、ブルターニュの人々にとって重要な存在であることは既に述べた通りである。彼女の代表的な肖像の1つは、彼女が所持する大時禱書¹⁵⁷⁾に描かれたものであるが、そこには、アンヌ・ド・ブルターニュが聖アンヌ、聖ウルスラ (Ursule)¹⁵⁸⁾、聖エレーヌ (Hélène)¹⁵⁹⁾を伴った姿で描かれている¹⁶⁰⁾(図 2.1)。

ただしアンヌ・ド・ブルターニュ自身は16世紀前半の人物であり、ブルターニュではそれ以前から聖アンヌ崇敬がなされている。しかし、ブルターニュの歴史的な重要人物への好意が合わさったことで、より一層聖アンヌ崇敬が高まることとなった。

3つ目は、ケルトの女神が習合したためである。聖アンヌは、似た名前のケルトの女神である豊穰や生殖の女神であり水の女神であるアーナ (Hana) や、海の女神であるアエス (Ahès) の性質を取り込んでいたのである¹⁶²⁾。実際、ブルターニュでは、聖アンヌを記念するパルドン祭の中で泉がしばしば登場し、また聖アンヌの伝承においても海や泉にまつわる逸話が散見される¹⁶³⁾。

157) 信徒の個人的な祈祷の為に書かれた祈祷書。細密画の挿絵を伴うため、美術的価値を持つものが多い。

158) ブルターニュの王女。棄教を拒否し殉教した (ミシェル 2017: 31-32)。

159) 4世紀のローマ皇帝コンスタンティヌス帝の母。キリストの受難の十字架を発見した (鹿島 2016: 278)。ブルターニュ出身とする伝説がある (ミシェル 2017: 31-32)。なお日本では一般にラテン語に基づいてヘレナ (Helena) と表記される。

160) ミシェル 2017: 31-32

161) Bourdichon, Jean (1503-1508), *Horae ad usum Romanum, dites Grandes Heures d'Anne de Bretagne*. <<https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/btv1b52500984v/f14.item>> [最終確認日: 2022.07.05]

162) 中木 1984: 143

163) シュトレーター＝ベンダー 1996: 236

更に、聖アンヌが妊娠や出産にまつわる事柄の守護聖人であることも、ケルトの女神との習合の一因となっていると考えられる。というのも、内藤道雄が指摘しているように、ケルト神話では、処女神よりも夫婦神が重視されていたためである¹⁶⁴⁾。先述の通り、聖アンヌは数少ない妊娠、出産を経験した聖人である。この点で、聖アンヌは処女神よりも夫婦神を重視するケルト神話や、豊穡神の性質に合致しているのである。

4つ目は、ブルターニュに聖アンヌが出現するという奇跡が起きたためである。これは、ケランナ (Keranna)¹⁶⁵⁾村の農民イヴ・ニコラジック (Yves Nicolazic) の元に聖アンヌを名乗る女性が現れ、かつてこの地にあった聖アンヌの礼拝堂の再建を依頼した、という出来事である¹⁶⁶⁾。聖アンヌは1623年8月に初めて現れ、その後もたびたび出現したとされる。そして1625年3月には彼女が示した場所から聖アンヌの木像が発見された¹⁶⁷⁾。当初ニコラジックの話は信用されず、この地域の主任司祭は、ニコラジックを詐欺師であると考えた。ニコラジックはブルターニュ高等法院やヴァンヌ司教区に呼び出され、尋問された¹⁶⁸⁾。尋問により詐欺の疑いは晴れたものの、礼拝堂建設の許可は下りなかった。ニコラジックの話は妄言であるとした主任司祭は、突如両腕が酷い痛みで襲われ、聖アンヌの木像の前の泉に腕を浸したことで癒された。そして1625年7月、聖アンヌの礼拝堂を建設することを司教から正式に認められた¹⁶⁹⁾。以上が、後にブルターニュ最大の巡礼地となるサンタンヌ・ドレーの謂れである。

最後の逸話は、19世紀から20世紀にかけて、ヨーロッパ各地で立て続けに目撃された聖母マリア出現¹⁷⁰⁾を連想させる¹⁷¹⁾。ブルターニュの事例は、

164) 内藤 2000: 240

165) ブルトン語でアンヌの家といった意味合い。元々、この村は古くから聖アンヌを崇敬している地域である (田辺 1992: 116)。

166) Chardonnet 2011: 334-338

167) 中木 1984: 146-148

168) Chardonnet 2011: 334-338

田辺 1992: 119-124

169) 田辺 1992: 119-124

170) 1830年にパリの愛徳姉妹会の修道女カトリーヌ・ラブレ (Catherine Labouré) が

それらよりも2世紀前、17世紀の出来事である。17世紀に聖アンヌが出現した理由については、当時の西洋諸国の宗教対立の影響とも推察できるものの、具体的な検証は今後の課題としたい。いずれにせよ、この出来事が、ブルターニュの聖アンヌ崇敬を一層盛り上げたのである。

以上の事情から、ブルターニュが聖アンヌ崇敬の盛んな土地であり続けたと考えられる。とりわけ、ケルトの女神と習合したという点は、これまで特に注目されてきた。そのため、ブルターニュの聖アンヌ崇敬は、ケルト信仰の名残である点が強調されて捉えられることが少なくなかった。一面的に見れば、そのこと自体は間違いではないだろう。しかし、同時に、ケルト信仰の名残を持ちながらも、カトリック信仰として行われていることも忘れてはならない。

第2節 ブルターニュ独自の聖人

本節では、ブルターニュ独自の聖人への崇敬について取り上げる。カトリックの正式な聖人は、ローマ教皇によって認められた、すなわち列聖された人物に限られている。

しかし、ブルターニュには、列聖されていない〈聖人〉が数多く存在している。伝統的に、地域の伝承や歴史に根差した独自の聖人が記念されており、現在までそれが続いているからである。その数は800人にも上るとされているが、そのほとんどが正式な聖人ではない¹⁷²⁾。ただし、特に代表的な人物については、近代までに正式な認可を得ているものもいる。ともあれ、ブルターニュでは列聖の如何に関わらず、地域に根差した聖人が祀られてきたのである。

この事態について、14世紀の教皇ウルバヌス5世 (Urbain V) が非難

ゝの前に聖母マリアが出現した。以降、フランスのルルド (Lourdes)、ポルトガルのファティマ (Fatima) など、相次いで聖母マリアが出現した。1976年までの間に、正式に認可されたものだけで11件、未認可の者を含めると少なくとも187件の事例が確認されている (関 1993: 35-36)。

171) 関 1993: 35

172) 原 2003: 20

している等、ローマ・カトリック教会から問題視されていた例もみられるが、結局は解消に至らなかった¹⁷³⁾。

ブルターニュ独自の聖人としてまず挙げられるのは、5、6世紀頃を中心に、ブリテン島から移住してきた宣教師達である。彼らは、ブルターニュのカトリックの礎を築いた人々として信仰を集めている。ただしその中には、伝承の真偽が疑わしい人物や、そもそも実在が不確かな人物も多い。それらは、ケルトの伝説が転訛したものだと考えられている¹⁷⁴⁾。

また、彼ら宣教師の中でも、7つの司教区の設立者であるブルターニュの創設7聖人¹⁷⁵⁾は特に重要視されており、彼らについて瞑想するトロ・ブレイス (Tro Breiz)¹⁷⁶⁾と呼ばれる巡礼行事が存在する。これは、彼ら所縁の大聖堂を順に巡りながら約700kmの道を歩き、ブルターニュを一巡する行事である。

創設7聖人への崇敬の起源は明確には分かっていない。一説には、先述したノミノエによって始まったとされている¹⁷⁷⁾。彼らに縁のある土地を巡るトロ・ブレイスは、13世紀頃から始まり14世紀には定着していた¹⁷⁸⁾。

当時のブルターニュの聖職者はこれを非常に重視し、エルサレム、ローマ、サンティアゴ・デ・コンポステーラ¹⁷⁹⁾への巡礼と並ぶと考えられて

173) 小坂井 2014.03: 30-32

174) 山内 2018: 458

175) レオン (Léon) 司教区の聖ポール・オレリアン (Paul Aurélien)、トレゴール (Trégor) 司教区の聖テュグデュアル (Tugdual)、コルヌアイユ (Cornouaille) 司教区の聖コランタン (Corentin) (別名聖カウリンティン (Kaourintin))、ヴァンヌ (Vannes) 司教区の聖パテルヌ (Paterne)、サン＝ブリユー (Saint-Brieuc) 司教区の聖ブリユー (Brieuc)、サン＝マロ司教区の聖マロ (Malo)、ドル (Dol) 司教区の聖サムソン (Samson) の7人。ただし、このうち聖コランタン、聖ブリユー、聖パテルヌについては実在が疑われている (原 2016: 186-190)。

176) ブルトン語でブルターニュの旅を意味する (VL 2017.07.22)。

177) 田辺 2000: 112-117

178) 原 2003: 59

179) 十二使徒の1人である聖ヤコブの墓地があるとされるスペインの都市で、西欧最大の巡礼地の1つ。

いたほどである¹⁸⁰⁾。実際、ブルターニュの人々は、生涯に一度はトロ・ブレイスを成し遂げなければならないとされていた¹⁸¹⁾。

トロ・ブレイスは16世紀頃までは行われていたが、その後は一度途絶えてしまっている。しかし、1994年より「トロ・ブレイスへの道 (Les Chemins du Tro Breiz)」協会 (association) の活動によって再び行われるようになった¹⁸²⁾。現在、協会は、毎年参加者を募ってトロ・ブレイスを行っている。ただし、1度に7つ全てを巡るのは困難であるため、7つの大聖堂を毎年1つずつ巡礼し、7年かけて巡礼を達成できるようになっている¹⁸³⁾。なお、トロ・ブレイスへの道協会はトロ・ブレイスを広める有志による団体であり、彼らを通さなければトロ・ブレイスが成立しないというわけではない。

ブルターニュの聖人として次に挙げられるのは、この地の政治的重要人物である。中でも、初期の統治者である聖サロモンや聖ジュディカエル (Judicaël) は、偉大な祖先として歴代のブルターニュ公達によって崇敬されていた¹⁸⁴⁾。

また、移住者や為政者以外のブルターニュの聖人も存在している。最も代表的な人物は、聖イヴ (Yves)¹⁸⁵⁾である。彼は13世紀のブルターニュの宗教裁判官で、貧しいものにも公平な裁判を行ったことで知られている¹⁸⁶⁾。現代でも熱心な崇敬を受けており、毎年5月1日にはトレギエ (Tréguier) で聖イヴを記念する大規模なパルドン (Pardon) 祭が行われている¹⁸⁷⁾。

聖人崇敬は民衆にとって最も身近なカトリック信仰の形である。原によ

180) VL 2017.07.22

181) 関沢 2008a: 32

182) 関沢 2008a: 33
VL 2017.07.22

183) Brosse 2022.03.21

184) 小坂井 2014.03: 23-24

185) 別名聖エルワン (Erwan)。

186) 鹿島 2016: 172

187) Chartier-Le Floch 2021: 50-51

ると、歴史上最も民衆によって読まれたブルトン語の書物は、『聖人伝』であった¹⁸⁸⁾。人々は、聖人に様々な願いの執り成しを求め、それぞれの聖人に由来する教会を訪れている。

ブルターニュには、彼ら聖人達を記念する独自の行事もいくつか存在している。1つは、先述のトロ・ブレイスである。

もう1つは、パルドン祭である。前節でも述べたように、これは聖人からの守護を願う行事である。パルドンとは、許しなどを意味するフランス語で、ユダヤ教の贖罪の祭り (Grand Pardon, Jour de Pardon) を表す語にも用いられている。ブルターニュでは、元は「巡礼をしなくて良い」という意味であったが、後に「守護聖人の祭り」の意味に変化した¹⁸⁹⁾。

パルドン祭の起源については論争があり、決着はついていない。一般には、かつてのケルト信仰が習合したものとして説明される。パルドン祭の中には、巨石記念物や泉の周りを歩くものや、最後に泉¹⁹⁰⁾や炎を祝福するといったカトリックらしからぬ特徴を持つものが少なくないためである¹⁹¹⁾。

しかし、パルドンがフランス語であることから、それほど起源の古い行事ではないとする説もある。17世紀から18世紀にかけて、対抗宗教改革の中でカトリック教会によって広められた、とするものである¹⁹²⁾。

それに対して関沢まゆみは、パルドン祭は教会の指導によってのみ始められたものではなく、ブルターニュの民俗信仰を取り込みながらカトリックの教会中心の宗教行事として伝承されたものであると主張している¹⁹³⁾。

188) 原 1990: 37

189) 原 2003: 177

190) ブルターニュではパルドン祭に限らず泉信仰が多く見られ、それらはケルト信仰の名残と考えられている。しかし、洗礼や奇跡の泉の様にカトリックが水に対する信仰を持つことから、泉信仰はカトリックが促進した面も大きいことが原によって指摘されている (原 2016: 38)。

191) Manac'h 2019.12.25

192) 関沢 2008b

関沢 2008c: 79

193) 関沢 2008c: 79, 113-114

いずれにせよ、現在のブルターニュの人々にとっては、非常に重要なカトリックの行事となっている。

パルドン祭は、鉄道が発達した19世紀末以降は観光地としても人気を博し、より多くの人々が訪れるようになった¹⁹⁴⁾。現在行われているものは、ブルトン語での讃美歌や祈り、民族衣装での参加、ピニウなどのブルターニュ楽器の演奏を伴う場合が多い¹⁹⁵⁾。パルドン祭は、宗教行事に留まらない、文化保存活動としての側面も強くなってきているのである。

他に、トロメニ (troménie) と呼ばれる行事がある。これは、ブリテン島からブルターニュに布教に訪れた聖人を讃えて行進するものである。ただし現在では断絶してしまったものも多い。新谷尚紀によると、2002年の時点で行われているものは聖ロナン (Ronan) を記念するロクロナン (Locronan)、聖テロ (Thélo) を記念するランドロウ (Lanledeau)、聖グエヌウ (Goueznou) を記念するグエヌウ (Gouesnou) の3カ所のみである¹⁹⁶⁾。ランドロウとグエヌウでは年に1度、ロクロナンでは6年に1度行われる¹⁹⁷⁾。

トロメニは一般に、ブルトン語で巡りを意味するトロ (tro) と山を意味するメネ (mene) が語源の、山の巡礼を意味する語であると説明されている¹⁹⁸⁾。しかし、聖域を意味するミニヒ (minihi) を語源とする聖域巡礼の意味であるとする説も存在する¹⁹⁹⁾。

近年観光地としての側面を増しているパルドン祭と異なり、トロメニの参加者は多くが地元の聖職者と地域住民である²⁰⁰⁾。特にロクロナンは現在観光地としても栄えているにも拘わらず、観光客や取材者にトロメニの

194) 原 2003: 177

195) 中木 1984: 151-157
Breizh-Info 2014.05.30

196) 新谷 2008: 125-126

197) 新谷 2008: 131, 147, 169

198) 原 2016: 52-53

199) 原 2016: 52-53

200) 新谷 2008: 213

正確な場所は伝えないようにしている²⁰¹⁾。

また、民衆だけでなく、為政者からも聖人崇敬が重要視されていた。為政者にとって、ブルターニュに縁の深い聖人達への崇敬を示すことは、統治者としての自らの正当性を示す行為であり、また民衆の心を掴むための行いでもあった²⁰²⁾。聖人は民衆にとって身近で人気のある存在であったためである²⁰³⁾。また、ブルターニュに限らず、中世ヨーロッパ諸国では、一族に聖人がいることが箔付けになっていたためでもある²⁰⁴⁾。実際、ブルターニュ継承戦争の折、フランス側が擁立した継承者であるシャルル・ド・ブロワが、政治的パフォーマンスとして聖人崇敬を行っていたことが、小坂井理加によって指摘されている²⁰⁵⁾。

以上のように、ブルターニュの聖人崇敬には、歴史、文化、ケルトの名残、そして何よりカトリックの信仰という、ブルターニュの地域アイデンティティを構成する要素の全てが内包されている。そして、これらは少なくとも当時者の意識の中では、カトリック信仰として行われてきたことには変わらないのである。つまり、ブルターニュの文化や歴史を彩り、アイデンティティを支えているものは、聖人崇敬、すなわちカトリックの信仰なのである。

確かに、聖人信仰の中にケルト信仰の名残は見受けられ、それらは目を引く存在である。それはブルターニュのカトリック信仰の独自性ともいえるだろう。しかし、ブルターニュのカトリック信仰が独自性を持つとする認識は、本来のカトリック信仰は差異のない共通したものであるという前提に基づいている。しかし、実際に各地でカトリック信仰として行われているものは、必ずしも類似していない。ブルターニュの人々が受け継いできたのは、彼らにとってあくまでも敬虔なカトリック信仰であるという事実を見逃してはならない。

201) 新谷 2008: 179-181

202) 小坂井 2014.03

203) 小坂井 2014.03

204) 小坂井 2014.03

205) 小坂井 2014.03

第3章 脱カトリック化に抗うブルターニュ

フランス革命期のブルターニュは、反革命派の勢力地として知られている²⁰⁶⁾。その経緯については、1章でも述べた通りである。ブルターニュが反革命地域となった理由には複数の要因が絡んでいるが、最大の問題となったのは反カトリック政策である。

序章でも少し触れたが、革命期以後のフランスは、反カトリック政策を実施した。それまでフランスではカトリックが国教とされ、カトリック聖職者は国の第一身分として高い地位と権力を保持していた。また、カトリックが絶対王政を支える末端の行政機関として機能する体制がとられ、司教区が行政区画としての役割を果たし、現在の戸籍に相当するものや婚姻の承認、教育に至るまで、多くの制度がカトリックの元で行われていたのである²⁰⁷⁾。このようにして、カトリックがフランスの人々の文化、習俗の中心となっていたのである²⁰⁸⁾。

しかし、革命以後、それまでカトリックが担っていた様々なものが世俗の管理下に置き換えられていった。教区簿冊は世俗の戸籍に置き換わり、結婚もカトリックの秘跡ではなく世俗の公務員の立ち合いのもとで行われることとなった²⁰⁹⁾。また、キリスト教に関連する語句の名を冠した地名を異なるもの²¹⁰⁾に改めるなど、公的なあらゆる場面からカトリックに関するものを排除しようと試みられたのである。

しかし、ブルターニュでは、こうした地名変更はほとんど行われていな

206) 大場 2011: 73

207) 福井 2019: 110-111
谷川・上垣 2011: 65

208) 谷川 2015: 22-23

209) 佐々木 2016: 116

210) 具体的には、自由、平等、友愛、民衆、統一の様な共和国に関するもの、マラー (Marat) やルソー (Rousseau) の様な革命前後に活躍した人物の名、スパルタ (Sparte) などの古代の地名、ヘラクレス (Héraclès) の様なキリスト教以外の神話に登場する英雄、などである (ヴォヴェル 1992: 82-83)。

かった²¹¹⁾。というのも、ブルターニュは反カトリック政策に非常に強い拒絶を示した地域であるからである。カトリック信仰の篤い彼らにとって、それらは受け入れ難いものだった。本章では、そのことについて具体的に取り上げる。

第1節 フランスにおけるカトリック弾圧

反カトリック政策下のブルターニュについて論じる前に、まず、革命期にフランスで行われたカトリックへの弾圧について本節にてあらかじめ整理しておく。

前述の通り、それ以前のカトリックはフランスの中で非常に高い地位にあった。谷川稔は、フランス革命を、単なる政治的事件に留まらず、伝統的モラルを解体して新しい生活スタイルを創出しようとする試みであったのではないかと指摘している²¹²⁾。そのため、これまで生活の中心であったカトリックが弾圧の対象となっていたのである。

なお、革命期のフランスにおいて、カトリック以外の宗教が優遇された事実はない。プロテスタントやユダヤ教は、カトリック以上に厳しい立場にあった²¹³⁾。しかし、当時のフランスにおいてより重要な課題は、カトリックに関することであった。また、ブルターニュの人々が特に関心を置いたのも、カトリックの問題である。そのため、本章では、カトリックへの弾圧についてのみ扱うものとする。

まず1790年7月12日、立憲議会によって、聖職者民事基本法 (Constitution civile du clergé)²¹⁴⁾が制定された。これは、カトリック教会を世俗の行政権である国の管理下に置き、聖職者を公務員として位置付けるもので

211) ヴォヴェル 1992: 82

212) 谷川 2015: 24

213) ボベロ 2009: 18

214) 聖職者民事基本法の全文は以下に収載されている。

Mavidal, Jérôme & Laurent, *Emile (1884). Archives Parlementaires de 1787 à 1860: Première série (1787-1799) Tome XVII - Du 9 juillet au 12 aout 1790*, Librairie Administrative P. Dupont, 777p., p. 55-60.

ある²¹⁵⁾。

具体的には、主に次のようなことが定められた。まず、司教区が統廃合され、それ以前はフランス全体で135存在していた司教区が、83に減らされた²¹⁶⁾。同時期に新たに作られた行政区分である県に合わせて再編されたのである。ブルターニュも、元は9つの司教区を有していたが、そのうちドル司教区、サン＝マロ司教区、トレギエ司教区、レオン司教区の4つが廃止された²¹⁷⁾。

また、司教や司祭は、ローマ教皇ではなく、「能動市民 (citoyens actifs)」による選挙によって決められることとなった²¹⁸⁾。能動市民とは、当時選挙資格を有していた25歳以上の直接納税者を指す²¹⁹⁾。つまり、世俗の県議会議員選出と同様の選挙で聖職者を選定することが定められたのである。こうして選ばれた聖職者への給与は国から支払われることとなった²²⁰⁾。

また、国外の権力によって任命された司教や大司教の権威を認めることも正式に禁じられた²²¹⁾。更には、新たな司教がローマ教皇に堅信²²²⁾を求めることすら禁じられた²²³⁾。

その他にも様々な項目が定められていたが、特に重要な項目は、国家、国王、法律、憲法²²⁴⁾に忠誠を誓う公民宣誓を聖職者に求めたことである²²⁵⁾。同1790年11月26日には、翌1791年1月末までに宣誓しない聖職者

215) 谷川 2015: 31

216) 谷川 2015: 29

217) 大場 2011: 72

218) 聖職者民事基本法第2部第1条、第2部第25条など。

219) ボベロ 2009: 26

220) 聖職者民事基本法第3部第1条

221) 聖職者民事基本法第1部第4条

222) 洗礼を受けた者が信仰を公言し、それに恥じない生活を送れるよう聖霊によって強められる秘跡 (ハードン 1982: 215)。

223) 聖職者民事基本法第1部第19条

224) 聖職者民事基本法は憲法の一部である。

225) 聖職者民事基本法第2部第21条

を解任する法令が発布された²²⁶⁾。

本来カトリックでは、教皇から認可を受けた、つまり叙階された聖職者以外は正式な聖職者とは認められていない。このため、1791年3月には、教皇ピウス6世 (Pie VI) によってこの聖職者民事基本法を糾弾する2つの小勅書が出された²²⁷⁾。それを受けて、公民宣誓を拒否する聖職者、すなわち宣誓拒否僧が続出することとなった²²⁸⁾。

彼ら宣誓拒否僧は、反乱の危険のあるものとして立憲議会によって弾圧された。1792年5月には、宣誓拒否僧を裁判なしに国外追放することが可能になった²²⁹⁾。同年8月26日には、宣誓拒否僧に2週間以内の国外退去を課す法律が正式に定められた²³⁰⁾。これによって、フランス全体で約32000人の聖職者が国外へ離れることになった²³¹⁾。これに従わずに国内に残った宣誓拒否僧が逮捕された場合、最悪の場合死刑に処された。更に1797年には、革命政府によって聖職者に「王政と無政府状態に対する憎悪」の宣誓が課された。これに従わなかった聖職者はギアナ²³²⁾に流刑された²³³⁾。

特に革命運動の盛んな地域では、民衆によって宣誓拒否僧が襲撃される場合もあった。その最大の事件は1792年9月2日から6日にかけてパリで起きた9月虐殺である。民衆が修道院や教会に収監されている宣誓拒否僧を、裁判なし、または略式訴訟のみで死刑に処したもので、犠牲者は1300

226) 谷川・上垣 2011: 68

227) 聖職者民事基本法の制定からローマ教皇による糾弾に間があったのは、フランス内の教皇領が併合されることを恐れたためである (ボベロ 2009: 27)。当時フランス領内にはアヴィニョン (Avignon) とヴナスク (Venasque) の2つの教皇領が存在していた。

228) 谷川 2015: 35

229) ボベロ 2009: 27

230) 大場 2011: 72

231) 谷川・上垣 2011: 70

232) 当時南米に有していたフランス領。

233) ボベロ 2009: 35

人にも上るとされている²³⁴⁾。ただし、主な標的は宣誓拒否僧であったが、彼らだけでなく宣誓した聖職者である宣誓僧や、プロテスタント、ユダヤ教の聖職者の多くも対象とされた²³⁵⁾。聖職者への弾圧が次第に激化し、宣誓拒否僧だけに留まらず、宣誓僧に対しても及ぶようになっていたのである。

特に、1793年秋から1794年春にかけて非キリスト教運動が勃発した²³⁶⁾。カトリック聖職者自体が攻撃対象となり、聖職者であることを放棄させる聖職放棄の強要が行われた。13000人から15000人の宣誓僧²³⁷⁾と、それ以外の16000人から20000人の聖職者がこれに応じたとされる²³⁸⁾。

また、聖職放棄の強要に伴って、妻帯の強要も同時になされた²³⁹⁾。聖職者の結婚はカトリックの教会法によって禁じられていたが、これは聖職者と市民を隔てる障壁と考えられた²⁴⁰⁾。このため、結婚によって聖職者が市民習俗と同化したことを証明することが求められたのである。偽装結婚も含むものの、およそ6000人の聖職者が結婚を強要され、妻帯僧となった²⁴¹⁾。

また、カトリックの弾圧は、聖職者達だけでなく、カトリックの教会施設にも及んだ。特に革命に賛同する都市部では、カトリックが反革命と見なされ、民衆による教会への度を越した破壊活動がなされた²⁴²⁾。教会施設や聖人像などが破壊され、教会の銀食器や装飾品は戦費調達のために没収された²⁴³⁾。多くの教会施設が閉鎖に追い込まれたのである²⁴⁴⁾。文

234) 谷川 2015: 51

235) ボベロ 2009: 31

236) 谷川・上垣 2011: 70

237) 宣誓僧のおよそ半数に当たる (谷川・上垣 2011: 71)。

238) 谷川 2015: 57

239) 谷川 2015: 58

240) 谷川 2015: 58

241) 谷川・上垣 2011: 71

242) 福井 2019: 224-225

243) 谷川・上垣 2011: 71

244) 谷川・上垣 2011: 71

化的価値の高いものも破壊されたため、彼らの活動はヴァンダリズム(Vandalisme)²⁴⁵⁾と称され、しばしば非難の対象となっていた²⁴⁶⁾。

以上のように、フランスでは、革命政府や、革命に賛同する地域の民衆によって、カトリックに対する様々な弾圧が行われていたのである。

第2節 カトリックの牙城であるブルターニュ

本節では、フランス革命直後のカトリック弾圧から、政教分離政策下におけるカトリックに対するフランスの各地域の反応をまとめた図を取り上げる。

ブルターニュは、常に反カトリック政策に反対し、カトリックを擁護する立場であり、カトリックの牙城と呼ばれていた。実際、こうした革命期以降のカトリックの問題に対する地域ごとの反応をまとめた分布図を見ると、ブルターニュの位置は常にカトリック擁護派の色で塗られていることが分かる。

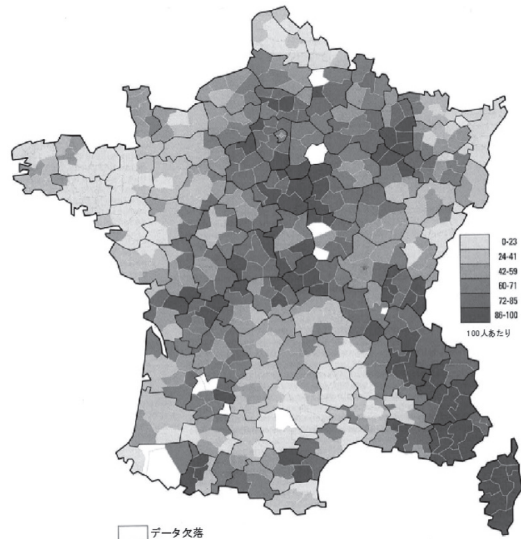


図3.2-1 宣誓僧の全国分布1791年²⁴⁷⁾

1つ目に、1791年の宣誓僧の全国分布図を確認する(図3.2-1)。ブルターニュではおよそ80~100%の聖職者が宣誓拒否僧であった。実際、この地図では、ブルターニュの大半が、宣誓僧の最も少ない0~23%に位

245) 西ローマ帝国への略奪と破壊活動を行ったヴァンダル族に由来する。

246) 福井 2019: 224-225

247) Langlois et al. 1996 : 32

図中記述の原文はフランス語。

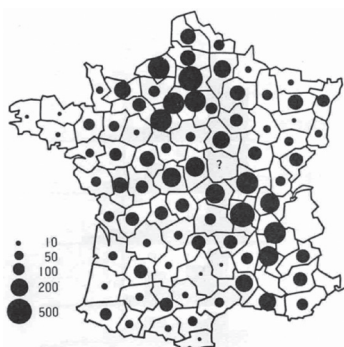


図 3.2-2 聖職放棄僧の全国分布図²⁴⁸⁾

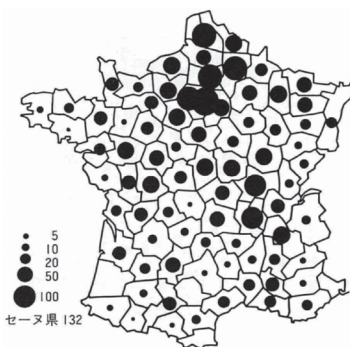


図 3.2-3 妻帯僧の全国分布図²⁴⁹⁾

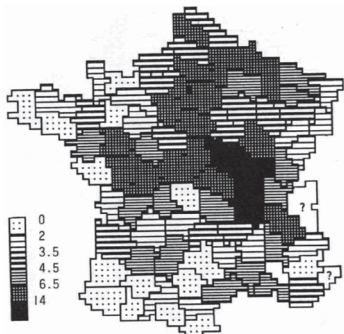


図 3.2-4 宣誓僧に対する妻帯僧の割合²⁵⁰⁾

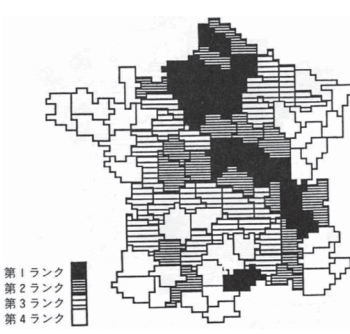


図 3.2-5 非キリスト教化運動の強度²⁵¹⁾

置付けられている。

2つ目は聖職放棄を行った聖職者の実数を表す全国分布図である(図3.2-2)。ここでも、ブルターニュに当たる県での聖職放棄者が非常に少ないことが分かる。

3つ目は、妻帯僧の全国分布図である。まず妻帯僧の実数の分布図を確認すると、ブルターニュの妻帯僧の実数は、前図2つに比べると極端に少

248) ヴォヴェル 1992: iv
 249) ヴォヴェル 1992: v
 250) ヴォヴェル 1992: v
 251) ヴォヴェル 1992: xi

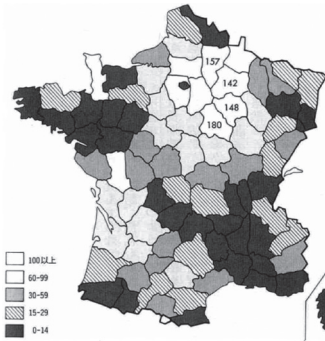


図3.2-6 聖職者不在小教区
(1815年)²⁵⁴⁾

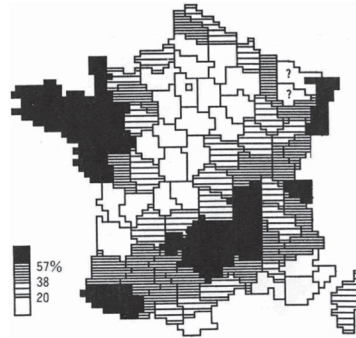


図3.2-7 聖体拝領の割合
(1945-66)²⁵⁵⁾

ないわけではないかもしれないが、やはり多くはない(図3.2-3)。また、宣誓僧に対する妻帯僧の割合では、バス＝ブルターニュ地方は0～3.5%と少ない。オート＝ブルターニュ地方は3.5～6.5%とやや高いが、それでも6.5%以上の上位には届いていない(図3.2-4)。

4つ目は、非キリスト教化運動の強度である(図3.2-5)。これは、非キリスト教化を受け入れた度合いの指数が4段階に分けて示されたもので、ミシェル・ヴォヴェル(Michel Vovelle)によって、理性崇拜²⁵²⁾、聖職放棄、妻帯僧などの事象の検証を元に作成された。ブルターニュは、全て最も低い「第4ランク」に位置付けられている。

5つ目は、1815年時点での聖職者不在小教区の分布図である(図3.2-6)。非キリスト教化運動によって3万人以上の聖職者が、亡命、聖職放棄、妻帯などにより不在となり、全国に司祭のいない小教区が続出していた²⁵³⁾。

252) 宗教の神の代わりに「理性」を崇拜する非キリスト教運動。例えば1793年11月10日にパリのノートルダム(Notre-Dame)大聖堂で行われたものは、革命期の重要人物であるモンテスキュー(Charles-Louis de Montesquieu)、ヴォルテール(Voltaire)、ルソー(Jean-Jacques Rousseau)、フランクリン(Benjamin Franklin)の像が飾られ、狂信が正義と真理に席を譲り、今後司祭が存在せず、自然が人類に教えた神以外神は存在しない、との宣言がなされた(谷川 2015: 110-111)。また、しばしば教会内で行われ、教会の破壊を伴う場合があった(谷川 2015: 113-114)。

253) 谷川 2015: 121

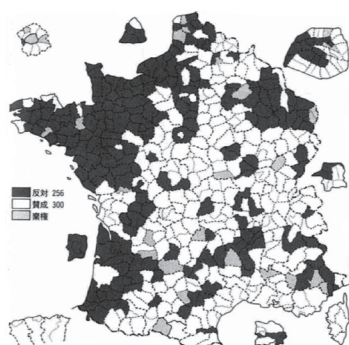


図3.2-8 修道会の認可申請を却下する議決への態度²⁵⁸⁾



図3.2-9 財産目録調査に抵抗した教会の多い県²⁵⁹⁾

しかしながら、ブルターニュは大半が図の階層の中で最も低くなっており、ほとんどの小教区に聖職者が存在していたことが分かる。

6つ目は、1945年から66年にかけて、聖体拝領²⁵⁶⁾という宗教実践がどの程度行われていたかの分布図である(図3.2-7)。非キリスト教化運動や司教の不在によって、フランス内でのカトリックの宗教的実践が衰退していったのであるが²⁵⁷⁾、ここでも、ブルターニュは57%以上と、図の最高位の層に位置付けられており、フランスの中でも宗教実践が行われている地域であることが分かる。

7つ目は、修道会の認可申請を却下する議決への態度を選挙区別に示した図である(図3.2-8)。1902年から1903年にかけて、コンブ(Émile Combes)内閣によって、無認可修道会系学校約3000校の閉鎖、無認可修道会約300会の閉鎖、認可申請を行った修道院のうち135団体の申請却下を

254) 谷川 2015: 122

255) ヴォヴェル 1992: xii

256) 信徒がミサの中で聖別されたパンと葡萄酒を共に食することでキリストの命を分かち合うこと(上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 2002: 734-736)。

257) 谷川 2015: 215

258) 谷川 2015: 214

259) 谷川 2015: 232

行った²⁶⁰⁾。これに対する議員の投票結果を見ると、ブルターニュの選挙区の議員のほとんどが反対していることが分かる。

8つ目は、1906年時点での財産目録調査に抵抗した教会の多い県の分布図である（図3.2-9）。1905年12月、ルーヴィエ（Maurice Pierre Rouvier）内閣によって、政教分離法²⁶¹⁾が成立した。これによって、教会財産の管理は信仰協会（association cultuelle）²⁶²⁾に委ねられることとなった²⁶³⁾。このため、信仰協会に移譲する教会財産の目録作成の為の調査が強行された。ブルターニュは全て、これに「激しい抵抗」を行っている。

以上のように、ブルターニュは、反カトリック政策に反対し、カトリックを擁護する立場であった。図からも分かる通り、確かに、常にフランスの中でブルターニュだけがそのような立場であったわけではない。しかしながら、少なくともブルターニュが反カトリック政策に最も反対していた地域の1つであることは確かである。

第3節 ブルターニュにおけるカトリック弾圧への抵抗

1章でも触れた通り、フランス革命時のブルターニュは反革命の地として知られ、梟の党によるゲリラ戦など、激しい抵抗活動を行っていた。ブルターニュの民衆は、最初は革命を歓迎していた²⁶⁴⁾。彼らが革命に対して不満を抱くようになった最大の原因は、反カトリック政策である²⁶⁵⁾。そのため、ブルターニュは、革命政府によるカトリックの弾圧に反発し、「カトリックの牙城」と称されるに至ったのである²⁶⁶⁾。本節では、カトリックへの弾圧に対するブルターニュでの具体的な反応について取り上げる。

260) 谷川 2015: 215

261) Loi du 9 décembre 1905 concernant la séparation des Eglises et de l'Etat.

262) 信徒会と訳している文献もある。

263) 谷川 2015: 231-233

264) Chartier-Le Floch 2021: 122

大場 2011: 71

265) 大場 2011: 71

梁川 2001.09: 91

266) 大場 2011: 73

革命時の政策のうちブルターニュでまず問題になったのは、前節で述べた聖職者民事基本法である。これを始めとした一連のカトリックへの弾圧に対する反応は、フランスの中でも地域差が見られた。

パリの様な、革命に精力的な地域では、これら一連のカトリック弾圧は歓迎され、民衆によって激しさを増していった。一方、カトリック信仰の根強い地域では、宣誓拒否僧は聖人と讃えられていた²⁶⁷⁾。むしろ宣誓僧の側が無資格聖職者や裏切り者と見なされ、石を投げられるなど民衆からの攻撃を受けていた²⁶⁸⁾。

ブルターニュでも、聖職者民事基本法は当然歓迎されなかった。パリでは、民衆が聖職者への宣誓や聖職放棄を強要し、「宣誓か、それとも縛り首か」等と叫びながら教会へ襲撃する事件も少なくなかった²⁶⁹⁾。それに対してブルターニュでは、例えばヴァンヌで、宣誓式の前日に1000人以上の農民が押し寄せるなど、宣誓を阻止しようとする事件が起きていた²⁷⁰⁾。

事実、前節の図でも示されていた通り、ブルターニュでは、聖職者全体でおよそ80%が公民宣誓を拒否している。また、聖職者民事基本法により統廃合される以前の元の9つの司教区の司教の全員が宣誓を拒否している。

革命政府は宣誓拒否僧から聖職者の資格を剥奪し、学校長や国民公会の議員など、聖職者でない人物が新たな司教として選ばれた。当然、彼らはブルターニュの人々に歓迎されなかった²⁷¹⁾。

1792年に宣誓拒否僧に国外退去を命じる法律が発布された際には、平民から貴族まで身分に関係なく多くの人々が宣誓拒否僧を匿っていた²⁷²⁾。フランソワ・ユズロ (François Uzureau) は、宣誓拒否僧が続出したブルターニュのフィニステール県の状況を詳述する論文の中で、田舎の人々が宣誓拒否僧を保護した事実を紹介している。すなわち、フィニステール県

267) 谷川 2015: 40

268) 谷川 2015: 39

269) 谷川 2015: 40-41

270) 谷川 2015: 38-39

271) 大場 2011: 72

272) 大場 2011: 72-73

で収監された宣誓拒否僧は、革命暴動期の行為に対して出された1791年9月14日付の全国一般恩赦²⁷³⁾の適用を受けて釈放された際、田舎に逃げ延び、そこで厚く迎えられたということである。また、だからこそ、1791年11月30日、宣誓拒否の疑いのある全ての聖職者を再び逮捕する命令が出された際、国民軍は田舎を探し回ることになったということである²⁷⁴⁾。

更に、ソロン・マボ (Solenn Mabo) の指摘によると、田舎の村に逃れた聖職者達の多くは、発見されることなく地元民に保護され続けたと言われている。近隣の村々、親類縁者、友人知人を取り込んだ地域の人々の強い繋がりが、当局の捜査を阻んだということである²⁷⁵⁾。

こうした中、宣誓拒否僧達は、捕まれば死刑になる可能性があるにも拘らず、民衆の為に地下で隠れてミサを行っていた²⁷⁶⁾。ブルターニュでは、世俗に任じられた聖職者ではなく、ローマ教皇によって認められた聖職者のみが、人々に救いを与えたと考えられたのである。

1793年2月24日、フランスで30万人動員令が發布された。これにより、フランス西部の農民の革命政府への不満が爆発し、特にナントやヴァンデ (Vendée) で暴動が起きた²⁷⁷⁾。1章で述べた通り、ナントは新たな行政区分ではブルターニュから外されたものの、元々ブルターニュに含まれていた土地である。また、ヴァンデは、現在はナントと同じペイ・ド・ラ・ロワール地域圏に位置する土地である。つまり、ブルターニュと地理的にも文化的にも近い地域である。

それらの地域の農民達が武装蜂起し、1793年3月11日にヴァンデの乱が勃発した。彼らはカトリック信仰に篤い地域の人々であったため、30万人動員令の他、聖職者民事基本法も不満の原因であった。そのため、ヴァンデの乱は、農民の他、王党派貴族や宣誓拒否僧などの反革命勢力を取り込

273) 1791年に制定されたフランス初の憲法、すなわちいわゆる1791年憲法の裁可を受けて、革命に関するあらゆる罪に赦しを与えた恩赦 (福田 2011: 350)。

274) Uzureau 1919: 261-263

275) Mabo 1919: 3

276) 大場 2011: 72-73

277) 大場 2011: 72-73

んで膨らんでいった²⁷⁸⁾。女子供を含めておよそ6万人から8万人もの勢力であったとされている²⁷⁹⁾。

彼らは、「神と王」を旗印に掲げ、カトリック王党軍を名乗っていた²⁸⁰⁾。カトリック王党軍を率いたジャック・カトリノー (Jacques Cathelineau) も、熱心なカトリック信者として知られ、人々から「アンジュー (Anjou)²⁸¹⁾の聖者」と称されていた²⁸²⁾。

また、宣誓拒否僧である司祭によって毎夜彼らの為にミサが開かれ、カトリック王党軍の兵士達によってミサの警護がなされていた²⁸³⁾。反カトリック政策への反発は、ヴァンデの乱における非常に重大な動機だったのである。

ヴァンデの乱は同年の12月23日に鎮圧された。しかし、その残党はブルターニュに逃れ、革命政府に対して抵抗活動を繰り返していた梟の党に加わった。彼らの抵抗活動は、ナポレオンとローマ教皇ピウス7世が政教条約を結んで、フランスとカトリックが和解した1801年7月まで続いた²⁸⁴⁾。

その他、カトリック王党軍や梟の党の様な過激な活動以外でも、カトリックが弾圧される中でブルターニュがカトリック信仰に熱心であった事例として、サンタンヌ・ドレーのものが挙げられる。

1792年、サンタンヌ・ドレーのカルメル (Carmel) 修道会が解散させられ、修道院は獣医学校となった。この時、聖堂への破壊活動が行われたのである。暴徒によって、堂内の全ての像が碎かれ、静画も引きちぎられてしまった。また、鐘楼の鐘や修道院の所持する銀食器も、ナントの造幣局へ持ち去られ、鋳潰されてしまった²⁸⁵⁾。更に、サンタンヌ・ドレーの

278) 佐々木 2016: 106

279) 田辺 1992: 66

280) 谷川・上垣 2011: 59

281) 地名。現在の行政区分ではペイ・ド・ラ・ロワール地域圏に位置する。

282) 田辺 1992: 61-62

283) 田辺 1992: 71

284) 大場 2011: 75

285) 田辺 1992: 124

あるモルビアン県の共和派政府によって、この地での集会が禁止され、教会の門が施錠された。その上1797年には、聖アンヌの像²⁸⁶⁾が火中に投げられてしまった²⁸⁷⁾。

しかし、こうした状況にあっても、サンタンヌ・ドレーへの巡礼が収まることはなかった。ブルターニュから多くの人々がサンタンヌ・ドレーを訪れ続けたのである。特に、1796年の聖アンヌの祝日である7月26日には、聖アンヌに捧げる燭台を持った2万人もの人々がサンタンヌ・ドレーに集まった²⁸⁸⁾。

以上のように、フランス革命直後のブルターニュの人々はカトリック弾圧に対して抵抗を行っていた。彼らが不満を抱いた原因はカトリックの信仰を侵害されたことにあった。ブルターニュの様々な人々が、カトリックの信仰とその聖職者を護ろうとしていたのである。ブルターニュの人々にとって、カトリックの信仰を奪われることは耐えがたいことであった。

第4節 ブルターニュにおける教育の脱カトリック化への抵抗

梟の党の様な、カトリックを擁する人々による過激な反革命活動は、政教条約の締結によって収束した²⁸⁹⁾。しかし、当然ながら、ブルターニュの人々がそろって共和派になったわけではない。その後も、ブルターニュはカトリック信仰の盛んな地域のままであった。特に、教育の脱カトリック化に対する反発を見せていた。本節では、フランスにおける教育の脱カトリック化政策と、それに対するブルターニュの抵抗について取り上げる。

1801年7月15日にナポレオンと教皇ピウス7世によって政教条約が結ばれた²⁹⁰⁾。これによってフランス共和国政府はカトリックを「フランス市民の大多数の宗教」であることを認め、教皇はフランス共和国を承認し

286) 1810年に修道院が買い戻された後、燃え残りの木像が回収され、木製像の模造と黄金像の再制作がなされた(田辺 1992: 125)。

287) 田辺 1992: 125

288) 田辺 1992: 125

289) 大場 2011: 75

290) ボベロ 2009: 39

た²⁹¹⁾。フランスとローマ教皇の和解が成立したのである。しかし、革命以前のようにカトリックがフランスの「国教」として認められることはなかった²⁹²⁾。

政教条約では、17条の項目が制定された。具体的には、大司教と司教の指名は共和国第一執政が行い、教皇が彼らを叙階する²⁹³⁾、司教は共和国政府に対して忠誠を誓う²⁹⁴⁾、司教と主任司祭は政府から俸給が支給され、国家公務員として扱われる²⁹⁵⁾等である。政教条約は聖職者民事基本法によって対立したフランスとローマ教皇が和解するものであったが、実際には、聖職者民事基本法で定められた内容をより国家主義的なものにしていった²⁹⁶⁾。

1814年の第一王政復古によって、フランス内でカトリックが盛り返した²⁹⁷⁾。1816年1月にはカトリックは再びフランスの「国教」として定められた²⁹⁸⁾。特に1824年から1830年までの間はカトリック反動と呼ばれ、新たなフランス国王シャルル10世が大司教によって戴冠されるなどの盛り上がりを見せた²⁹⁹⁾。

しかし、このような状況は1830年7月革命によって終わりを迎え、カトリックは再度フランスの国教の地位を退くこととなった³⁰⁰⁾。7月王政下のフランスは体制を反宗教化していったのである³⁰¹⁾。その後も攻防を続けながらもフランスの公共空間からの脱カトリック化が進み、1905年に政教分離法が定められることとなったのである。

291) 谷川 2015: 129

292) ボベロ 2009: 40

293) 政教条約第4条

294) 政教条約第6条

295) 政教条約第14条

296) 谷川 2015: 128-129

297) 谷川 2015: 131

298) 佐々木 2016: 118

299) 谷川 2015: 132

300) 谷川 2015: 133

301) 佐々木 2016: 121

フランスが脱カトリック化を目指す中で、特に意識されたのが、教育からの宗教の排除である。フランスでは、聖職者民事基本法が施行された2年後の1792年8月には、教会施設で公教育を行うことが禁止されていた³⁰²⁾。しかし、1850年3月15日に施行されたファルー法 (Loi Falloux)³⁰³⁾によって、フランスの学校機構へカトリックが関与できるようになった³⁰⁴⁾。これは、公教育相ファルー (Alfred de Falloux) 伯爵による教育改革である³⁰⁵⁾。この法律で、中等教育の自由化がなされたため、修道会による教育が盛んになった³⁰⁶⁾。また、アカデミー長官の資格が緩和されたため、カトリック聖職者やその関係者が大勢任命されることとなった³⁰⁷⁾。このため、カトリック系の公立学校が増加し、1850年のフランスのカトリック系の学校の割合は全体の29%であったのが、76年には44%に増加している。中でも、ブルターニュは、カトリック学校の割合が特に高かった³⁰⁸⁾。

1882年3月18日にファルー法が撤廃されたが、代わりに初等教育に週1回の休みを設けることで、学校外でカテキズムの授業を受けさせられるよう配慮された³⁰⁹⁾。パリやリヨン (Lyon) などの都市部の小学校では、ファルー法が撤廃された1882年10月の新学期から、脱カトリック化が更に進んだ。一方ブルターニュ等は、慎重な対応がとられていたため³¹⁰⁾、1882年10月の新学期は例年とさほど変わらないものとなった³¹¹⁾。

ファルー法の撤廃によって公立学校から廃されたカトリック聖職者は、

302) 佐々木 2016: 116

303) Loi du 15 mars 1850 relative à l'enseignement.

304) 原 1990: 109

305) 谷川 2015: 173-174

306) ボベロ 2009: 63

307) 谷川 2015: 175

308) 原 1990: 109

309) ボベロ 2009: 79

310) 公教育相から県知事宛に発された通達 (Circulaire relative à l'exécution de la loi du 28 mars 1882) に基づく (Duvaux 1882: p. 526-532)。

311) ボベロ 2009: 81

私立学校に拠点を移して活動を続けていた。そのため、脱カトリックを目指す共和国政府の攻撃対象は、公立学校の聖職者だけでなく、私立学校も含まれるようになり、ついには修道会そのものにまで及ぶようになった³¹²⁾。1902年6月から7月にかけてコンブ内閣によって無認可修道会系学校や無認可修道会の閉鎖が行われた³¹³⁾。ブルターニュの選挙区の議員のほとんどがこの措置に反対していたことは、先述の通りである。また、ブルターニュの民衆は、こうした強制閉鎖に激しい抵抗活動を行っており、軍隊による鎮圧が行われたほどである³¹⁴⁾。

その一例として、聖霊女子修道会 (Sœurs du Saint-Esprit) へ閉鎖令が出された際に連日人々が押しかけて抵抗した事件が挙げられる。聖霊女子修道会は、1706年にブルターニュのコート＝デュ＝ノール県に医療と救貧を目的として創設された修道会である³¹⁵⁾。ブルターニュ各地に小学校を設立し、特にフィニステール県に数多くの施設を有していた³¹⁶⁾。また、当時のフランスにおける最大規模の女子修道会の1つとなっていた³¹⁷⁾。小学校だけでなく保育園も有し、また当時医療施設が不足していたブルターニュにおいて無償で医療提供を行っていた³¹⁸⁾。この地の福祉や教育の多くを担っていたのである³¹⁹⁾。

この修道会に閉鎖令が出された際の騒動の様子は、1902年8月16日に発行されたイリュストラシオン (Illustration) 紙³²⁰⁾にも掲載されている³²¹⁾。農民や漁師とその妻達が、地元の貴族やブルジョワジーからの支援を受けて、警察当局や軍隊に対して抵抗を行っていたのである。サン＝メア

312) 谷川 2015: 213

313) 谷川 2015: 215

314) 谷川 2015: 220

315) 谷川 2015: 227

316) 谷川 2015: 228

317) 谷川 2015: 229

318) 谷川 2015: 229

319) 谷川 2015: 228

320) フランスで最初の挿絵入りの週刊新聞。

321) Saint-Maurice 1902.08.16

ン (Saint-Méen)、レスネヴァン (Lesneven)、ル・フォルゴエット (le Folgoët)、プルダニエル (Ploudaniel)、クロゾン (Crozon) といった各地の聖霊女子修道会の施設に大勢の人々が押しかけて占拠し、「修道女万歳！」と叫び声を上げていた。また、記事には、プルダニエルとクロゾンで、修道院に通じる道に、車をひっくり返してバリケードを設置して軍隊を阻む様子が記されている (図3.4-1) (図3.4-2)。



図3.4-1 修道会閉鎖に抵抗するためのバリケードづくり (プルダニエル)³²²⁾



図3.4-2 修道会閉鎖に抵抗するためのバリケードづくり (クロゾン)³²³⁾

結局、8月17日には軍隊による県南部の閉鎖と占拠者の追放がほぼ完了し、18日には残りのサン＝メアン、プルダニエル、ル・フォルゴエットに総攻撃が仕掛けられ、20日までには聖霊女子修道会が経営する37の私立女子学校全てが強制閉鎖された³²⁴⁾。

2年後の1904年7月7日、フランスで修道会による教育を全面的に禁止する法律が施行された³²⁵⁾。その翌年の1905年12月9日、政教分離法が公布されたのである³²⁶⁾。しかしながら、ブルターニュにおける脱カトリック化、特に学校の非宗教化への抵抗活動は、第二次世界大戦後まで続くこととなる³²⁷⁾。

322) Saint-Maurice 1902.08.16: 131

323) Saint-Maurice 1902.08.16: 132

324) 谷川 2015: 223-226

325) 修道会系の学校に通っていた生徒の受け入れ先の用意が難しかったため、閉鎖に10年の猶予が設けられた (ポペロ 2009: 106)。

326) ポペロ 2009: 122

327) 原 2003: 179

以上のように、ブルターニュでは宗教からのカトリックの排除に対する抵抗が行われていた。ブルターニュの人々にとって、カトリックが非常に重要な存在だったのである。現在でもなお、フランスの教育行政区分の教育機関のうちでカトリック学校の占める割合は、本土ではレンヌ区画が最も高く、次いでナント区画が高い。どちらも、その区画の教育機関の4割近くがカトリック学校である（図3.4-3）。

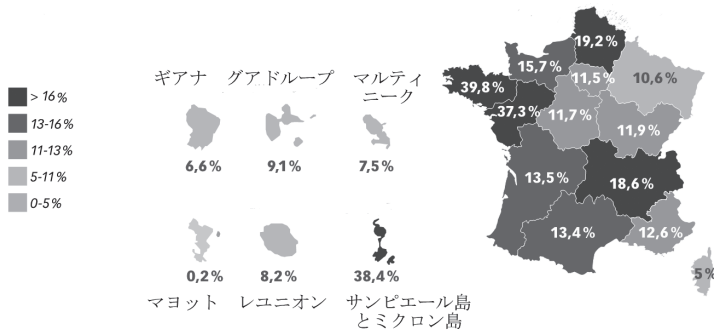


図3.4-3 教育システムにおけるカトリック学校の担う割合³²⁸⁾

こうしたフランス政府による教育への取り組みは、カトリックの排除だけでなく、地方の少数言語を排除する目的もあった。詳述は次章で行うが、ブルターニュの脱カトリックへの反発は、言語擁護運動と一体となり、ブルターニュのアイデンティティーを形成して行くのである。

第4章 地元文化とカトリック信仰の一体性

第1節 ブルターニュのケルト的側面

既に述べたように、ブルターニュのカトリックは、他のカトリック地域には見られない独自性が存在する。その理由として一般に指摘されているのは、この地にはカトリックが布教される以前のケルト信仰の名残が存在

328) Secrétariat général de l'enseignement catholique 2022: V

図中記述の原文はフランス語。

するという説明である。確かに、カトリックとケルトが習合した独自の文化は、この地域にとって重要な地域アイデンティティーとなっている。しかしながら、ブルターニュの人々が自分達のケルト文化について本格的に意識し始めるのは、カトリックの伝来から1000年以上も後、せいぜい18～19世紀以降のことである³²⁹⁾。本節では、ブルターニュがケルト文化を意識し始めるまでの過程について取り上げる。

「ケルト」という呼び名自体は、古代に誕生したものである。しかし、その後15世紀頃まではほぼ使用されることない語であった。「ケルト」という語が普及し始めたのは、カエサル『ガリア戦記』が広く知られるようになった16世紀以降のことである³³⁰⁾。

また、ブルターニュの人々が、「ケルト」民族を自分達の祖先であると考へ始めるには、18世まで待たなければならない。少なくとも16世紀頃までは、ブルターニュの人々、より正確にはブルターニュ王家の祖先はトロイア人³³¹⁾であると考へられていたのである³³²⁾。

16世紀に『ガリア戦記』の印刷本が普及すると、フランスでは、「ガリア」がギリシャ・ローマよりも更に古い文明であるという説が次第に流布し始める³³³⁾。それを受けるように、16世紀のブルターニュの歴史家ペルトラン・ダルジャントレ (Bertrand d'argentré) は、ブルターニュ王家の祖先を、それまでいわれていたトロイア人ではなく、更に古いと見なされていたガリア人であると主張した。当時、この説はそれほど広まらなかったものの、彼の説自体は、その後も伝わって行くことになる³³⁴⁾。また、同じく16～17世紀には、そのガリアをケルトと同一視する考へも芽生え始

329) 梁川 2001.09: 93

330) 原 2003: 84頁

331) ギリシャ神話の中のトロイア戦争に登場する英雄、アイネイアスの曾孫であるブルトゥス (Brutus) が、漂着先であるブリテン島で王になり、ブリテン島から渡来したコナン・メリアデック (Conan Mériadec) が、ブルターニュの最初の王になった、というもの (梁川 2001.09: 93)。

332) 梁川 2001.09: 93

333) 原 2003: 85

334) 梁川 2001.09: 94

めていた³³⁵⁾。

こうした中、18世紀になると、パリ大学の神学者でシトー会の司祭であったポール・ペズロン (Paul Pezron) は、ブルターニュの人々の祖先が「ケルト人」であるという最初の主張を行うと同時に³³⁶⁾、ガリアを引き継ぐものはフランス王国ではなくブルターニュとウェールズであると述べ、更にはブルターニュとウェールズの言語であるブルトン語とカムリ語は、共にヘブライ語を引き継ぐ言語であると主張したのである³³⁷⁾。同じ頃、ベネディクト会士のギー＝アレクシス・ロビノー (Guy-Alexis Loubineau) もまた、大陸のブルターニュ人こそブリテン島のケルト人の祖先であるとする説を唱えていた³³⁸⁾。

このような言説が、18世紀以降、ケルト語が人類最初の言語であり、ブルトン語はそれを受け継いでいる³³⁹⁾と考えるブルターニュの知識人³⁴⁰⁾を多く登場させて行くことになる³⁴¹⁾。つまり、その考え方は、それほど古い伝統ではないのである。

更に言えば、ブルターニュの独特の雰囲気はカトリックの布教以前の時代に作られたものであるという認識は、19世紀になってから、ルイ・ド・カルネ (Louis de Carné) によって主張されたものである³⁴²⁾。それでも、ブルターニュがケルト文化を持ち、カトリックと穏やかに融和したとする考え方は、あたかも古くからの伝承であるかのように、ブルターニュの人々のアイデンティティーにとって重要なものとして定着して行く。すなわち、バス＝ブルターニュ地方はローマからの支配を逃れ、ケルトの言語や文明を残した唯一の地である。あるいは、アイルランドから訪れた宣教

335) 原 2003: 8

336) 梁川 2001.09: 96

337) 原 2016: 315

338) 梁川 2001.09: 96

339) 現在の言語学では既に否定されている。

340) 後世、ケルトに結び付けようとする執着が強すぎることから、「ケルトマニア」との蔑称で呼ばれるようになる (梁川 2001.09: 97)。

341) 原 2016: 316

342) 梁川 2002.02: 65-67

師によってこの地へのカトリックの布教が行われ、ドルイド³⁴³⁾は、カトリックに自ら道を譲ったというわけである。

ただし、こうした地域的アイデンティティーの創出は、ブルターニュに限ったことではない。18世紀末から19世紀にかけてのヨーロッパでは、市民革命的な思想が王侯貴族の文化を敵視した流れを受け、ロマン主義や民族文化が台頭していた。その中で、キリスト教が布教される以前の文化に自分達のアイデンティティーを見出そうとする考え方が広まっていたのである³⁴⁴⁾。

当時は、その一環として、キリスト教が布教される以前の古い伝承を持つ詩歌の収集が各地で盛んに行われた³⁴⁵⁾。中でも特に強い影響を及ぼしたのが、1760年から1763年にかけて、スコットランドの文学者ジェームズ・マクファーン (James Macpherson) によってまとめられた『オシアン』³⁴⁶⁾ 3部作³⁴⁷⁾である。

その内容は、マクファーンによる序文に強調されている通り、キリスト教が布教されるよりも古い時代のスコットランドにおけるケルトの伝承であるとされていた³⁴⁸⁾。この『オシアン』が、古いケルト文化の伝承作品として大いに人気を博し、1777年に出版されたフランス語版も含め³⁴⁹⁾、各国語³⁵⁰⁾に翻訳されてヨーロッパ中に広まって行く。それを1つの大きな契機として、ヨーロッパ諸国において、いわゆる「ケルト文化復興」が

343) ケルト文化の宗教的指導者。

344) 原 2003: 127

345) 原 2016: 322

346) 英原題: Fragments of Ancient Poetry collected in the Highlands of Scotland and translated from the Gaelic or Erse language.

仏通称: Poèmes d'Ossian

347) 1760年『古歌断章 (Fragments of ancient poetry)』、1762年『フィンガル (Fingal)』、1763年『テモラ (Temora)』の3作。

348) 原 2016: 322

349) フランス語以外ではイタリア語、ドイツ語、スペイン語、デンマーク語、ロシア語、オランダ語、スウェーデン語、チェコ語、ハンガリー語、ポーランド語 (鶴岡 2018: 498)。

350) 鶴岡 2018: 498

刺激されることになったのである。

こうした状況下、同じく19世紀頃のヨーロッパ諸国では、国家が先導してナショナリズムやパトリオティズムの形成を図るようになった³⁵¹⁾。それぞれの国が、国民に自国民としてのアイデンティティーを抱かせるために、自国の民族の起源を創出しようとしたのである³⁵²⁾。彼らは、自分達の起源に独自性を持たせるため、それがギリシャ・ローマの古典よりも古いものであるとする証明を求めて躍起になっていた。

例えば、フランスの場合、イタリアがローマ帝国以前のラテン系民族を持ち出すのに対抗して、自分達の起源としてガリア人なるものを発見していた³⁵³⁾。この時期、既にガリア人とケルト人が同一視され始めていたのは、先述の通りである。

特に、ナポレオン3世 (Napoléon III) は、フランス人の起源をガリア人やケルトに見出し、人々に愛国心を抱かせようとする政策を行っていた³⁵⁴⁾。実際、ナポレオン3世は、カエサルと闘ったガリアの英雄ウェルキングトリクス (Vercingétorix) の銅像を建立しているのである³⁵⁵⁾。それ以前にも、ナポレオン・ボナパルトが先述の『オシアン』を愛読し、1801年にマルメゾン (Malmaison) 城³⁵⁶⁾を改築した際には『オシアン』をテーマにした絵画を発注している³⁵⁷⁾。

このような形で、近代以後も、フランスでケルト文化の研究が盛り上がって行く。1805年3月30日には、パリにケルト・アカデミーが設立された³⁵⁸⁾。その際、同会の設立趣旨として謳われたのは、「ケルト人の歴史をつまびらかにして、その遺構を調査・点検し、説明すること」と「ブレイ

351) 鶴岡 2018: 29

352) 鶴岡 2018: 516

353) 鶴岡 2000: 87頁

354) 鶴岡 2018: 518

355) 鶴岡 2018: 518

356) ナポレオン・ボナパルトの最初の妻ジョゼフィーヌ・ド・ボアルネ (Joséphine de Beauharnais) の居城。

357) 鶴岡 2018: 503

358) 1815年解散 (梁川 2001.09: 106)。

ス語³⁵⁹⁾、カムリー語、アルバ語を³⁶⁰⁾を援用して、ヨーロッパの全ての言語の語源を明らかにし、公表すること」であった³⁶¹⁾。

設立者の1人で初代会長のジャック・カンブリー (Jacque Cambry) 自身がブルターニュの出身であると同時に、地方会員の3分の1をブルターニュの人々が占めていた³⁶²⁾。19世紀の初頭になると、ブルターニュの人々も、ケルトへの関心を高く持つようになっていたのである。逆に言えば、その関心は、それほど古いものではないとも言えよう。

これまでに述べてきた通り、ブルターニュは、他の地域からの支配や干渉に抗う歴史を持っていた。とりわけ、16世紀半ばにブルターニュがフランスに併合された経験と、革命期に地域としてのブルターニュが解体された歴史は、ブルターニュの人々の中に、地域アイデンティティーを求める土壌を培っていった。だからこそ、革命以降のフランスが「1つのフランス」としてフランス全体のナショナリズムやパトリオティズムを形成しようとする中であっても、ブルターニュは、それに対抗するような形で、自分達の地域アイデンティティーを失うまいとしていたのである。

その中で意識されたのが、アンヌ・ド・ブルターニュの様な歴史と、ブルトン語、そしてケルト文化に他ならない。更に、国全体の革命の動きに抵抗する態度自体が、ブルターニュの人々に地域としてのまとまりを意識させることになった。その際、前章でも述べた通り、ブルターニュの人々が革命政府に反発した最大の理由が、その反カトリック政策だったのである。

こうした中で誕生し、人々に強い影響を与えたのが、1839年から1863年に刊行されたラ・ヴィルマルケ³⁶³⁾ (La Villemarqué) の『ブルターニュ

359) ブルトン語と同義。

360) スコットランド・ゲール語

361) 原 2003: 138

362) 原 2016: 221

原 2003: 143

363) 正確にはテオドル＝クロード＝アンリ・エルサル・ド・ラ・ヴィルマルケ (Théodore-Claude-Henri Hersart de La Villemarqué)。

古謡集 『バルザス＝ブレイス (Barzaz Breiz, chants populaires de la Bretagne)』である。同書は、ラ・ヴィルマルケによって、収集、編纂されたブルターニュの民謡を記したものである。これが、当時の人々の間で非常に好評を博し、とりわけ文学とケルト研究の分野³⁶⁴⁾において広まった³⁶⁵⁾。

ただし、そこに集められたブルターニュ民謡は、先出の『オシアン』とは異なり、キリスト教以前のケルト的伝統を前面に掲げるものではなかった。むしろ、ラ・ヴィルマルケは、ブルターニュのナショナリズムとカトリック信仰を非常に重視していた³⁶⁶⁾。フランスの中央で進められている革命に対して、ケルトとカトリックのブルターニュが対置されていたのである。

実際、『バルザス＝ブレイス』には、カトリックに関する民謡も多く登場し、特に第3章には、聖人、魂、地獄、天国などカトリックの教えが主題となっている³⁶⁷⁾。彼は、ブルターニュのケルト的な文化が、カトリック化によって破壊されたのではなく文化的伝統として引き継がれたと主張している³⁶⁸⁾。また、本人による『バルザス＝ブレイス』の解説でも、ドルイドの儀礼が、守護聖人の祭礼に習合し、結局は聖人信仰だけが生き残ったと主張されている³⁶⁹⁾。原が的確に指摘している通り、こうした主張こそ「ケルト文化の背景を持つキリスト教を自らのアイデンティティー

364) 『バルザス＝ブレイス』は実証的分析に欠け、ラ・ヴィルマルケによる加筆、修正のなされたものであり、文献学、歴史学、民俗学としては認められない、とする非難もなされている (大場 2018: 449-451)。これらは長らく議論的となっていたが、近年、ラ・ヴィルマルケによる自筆の民謡収集手帳を発見したドナシアン・ロラン (Donatien Laurent) によって、ラ・ヴィルマルケの民謡収集と記録の手続きが大変丁寧で、出版に際してのアレンジも当時の学問的水準に見合う物であると主張されている (原 1994: 422)。

365) 大場 2018: 447, 449

366) 梁川 2002.07: 18

367) ラ・ヴィルマルケ 2018

368) 原 2016: 326

369) 原 2016: 327

と考える、ブルターニュの民族派キリスト教徒の欠くことのできない論拠」に他ならないのである。

ブルターニュが独自の歴史を持つと同時に、ブルターニュの人々は、自分達の歴史に関して独自の認識を形成して来た。ロマン主義の思潮の中で自分達の起源としてケルトを見出し、フランスへの併合や革命期の地域解体によって地域アイデンティティーが触発され、革命期の反カトリック政策への抵抗が、そのアイデンティティーにカトリックを結びつけて行くことになったのである。こうして、地域アイデンティティーとしてのケルトと、ブルターニュの人々が重要視するカトリックの2つが重ね合い、今日的なブルターニュ文化が形成されて行くことになったのである。

第2節 ブルターニュの言語保存活動

革命以降のフランスでは、平等な社会の形成は大きな課題となった。すなわち、身分や地域による国民の分断を防ぎ、フランス国家という唯一の中心の下に、国土と国民を同質化することが求められたのである。全ての国民は、何よりもまず国家の一員たる同じ国民として平等な存在でなければならなかった。

それを実現するために、大きく2つの政策が強行に進められて行く。1つは、前章でも触れた通り、カトリックの権威の排除である。そしてもう1つが、国全体の言語統一であった。ブルターニュは、この両方の対象になってしまう。そこは、カトリック信仰に篤く、またフランス語以外の言語を有する地域だったからである。そして、少なくともブルターニュの場合、地域言語の排除は、地元の信仰の排除と分離できるものではなかった。

実際、序章で引用したバレールの言説³⁷⁰⁾からも見て取れるとおり、革命以後のフランスは、ブルターニュの「迷信」や「僧侶」、「方言」を一体として蔑視と敵視の標的にしたのである。逆に言えば、ブルターニュにおいて、自分達の信仰を護ることは、自分達の言語を護ることと一体とならざるを得ない。そこで、本節では、カトリック信仰によってブルトン語が

370) バレール 2002: 264

護られたことについて取り上げる。

革命以後のフランスは、「1つのフランス」という方針を掲げている。そのために、フランス全体のナショナリズムやパトリオティズムの形成が図られたことは、既に述べた通りである。また、1793年に制定された共和暦1年憲法にも、「共和国は単一にして不可分」であると記されている³⁷¹⁾。

この方針は現在まで続いており、現行憲法、すなわち、第五共和国憲法でも、第1条の冒頭で、「フランスは、不可分で、非宗教的で、民主的で、かつ社会的な共和国である」と謳われている。フランスには「フランス人」しか存在せず、個人と国家を分断する人種や宗派などの違いによる中間団体が公的に存在してはならないのである³⁷²⁾。

この意味でも、公共領域からの宗教の排除は重要な課題であった。そして、フランス語以外の少数言語もまた、フランスにとって是正すべき課題であった。言語の差異は、フランス国民の意思疎通を障害し、地域ごとの分断を生み出すため、「1つのフランス」に反するとみなされた。フランス国民は全て同じ言語によって議論や意思疎通が可能な状態が理想とされていたのである³⁷³⁾。

ただし、その背後にあったのは、一種の平等主義であった。特定の人々が言語的少数派としての不利益を被らず、誰もが議会政治に参加できるためには、どうしても言語的統一が不可欠だったのである。実際、フランス語を解さない人々には、革命の理念や新たな法律を伝えることが困難であるという問題もあった。先に引用したバレールの報告でも、「バ=ブルトン語」が「市民が法を知り祖国を愛するのを妨げている」と主張されている³⁷⁴⁾。フランス語以外の地方の言語は反革命の道具と見なされていたの

371) 立憲君主制下の1791年憲法にも、「王国は単一にして不可分」という文言が登場する。しかし、「共和国は単一にして不可分」という旨が記されたのは、共和暦1年憲法が最初である。

372) 佐々木 2016: 114

373) 福井 2019: 339

374) バレール 2002: 264

である³⁷⁵⁾。

バレールは、同じく「方言とフランス語の教育に関する報告と法案」の中で、次のように記している。

市民諸君、ヴァンデの反乱はこのようにして生まれたのだ。ヴァンデの反乱の揺りかごは法律にたいする無知であり、この地への革命の浸透を妨げる手段によって成長した。しかもそのとき、宣誓を拒否した僧侶、陰謀家の貴族、貪欲な法律家、無能な共犯者である行政官といった無知の神々が、フランスの内奥に忌まわしい傷口を開いた。それゆえわれわれは無知を粉碎しよう。農村にフランス語の教員を送ろう³⁷⁶⁾。

この記述から、フランスから少数言語を排除するにあたり、フランス語による公教育の普及が重要な課題となっていたことが読みとれる。

確かに、フランスで義務教育が制度化されるのは、1881年から1882年にかけて制定されたフェリー法 (loi Ferry)³⁷⁷⁾と通称される一連の法律まで待たなければならない。ただし、それ以前にもフランス語教育の施策がなかったわけではない³⁷⁸⁾。例えば1794年1月27日には、国民公会令で、ブルトン語を始めとしたいくつかの少数言語を話す県へ10日以内にフランス語教師を任命することが決められていた³⁷⁹⁾。しかしながらブルターニュの場合、中でも特にフィニステール県ではこの法令の効果がなく、フランス語教師が登用された様子は見られなかったのである³⁸⁰⁾。中央政府の意図とは逆に、ブルトン語は使われ続けることになった。

それでも、フェリー法の施行後は、学校の授業が完全にフランス語のみ

375) 谷川 2015: 151

376) バレール 2002: 269, 286

377) 1879年に公教育相に就任し、翌1880年に首相となり、その後、再び教育相を務めたジュール・フェリー (Jules Ferry) に因む。

378) 大場 2011: 78

379) 原 1987.07: 103

380) 原 1987.07: 104

で行われるようになった。それだけでなく、フランス語以外の言語の使用が校則で禁じられた³⁸¹⁾。これを破りブルトン語を話した生徒が見つかる、首に罰札³⁸²⁾を付けられた。罰札は他にブルトン語を話した生徒を見つけるまで外すことができず、最後に持っていた生徒はトイレ掃除や「ブルトン語をもうしゃべらない」の動詞活用反復などの罰を受けた³⁸³⁾。教育によってブルトン語を恥ずべき低俗な言語として刷り込んだのである³⁸⁴⁾。

当然、これに対する抵抗も行われている。特に19世紀末は、この状況に危機感を抱いた人々によって、ブルトン語擁護運動がなされた。その中心となった人々こそ、バス＝ブルターニュ地方の司祭達である³⁸⁵⁾。この時期にブルトン語を護っていたのは、主にカトリック教会だったのである³⁸⁶⁾。元々、ブルターニュでは布教のために地元の司祭が積極的にブルトン語を取り入れていたため、信仰と言語を切り離すことが出来なかったのである。

ただし、フランス全体でみると、必ずしもカトリック教会は少数言語を擁護する立場を取っていなかった。むしろ、逆であったとさえ言える。事実、1797年8月から11月にかけて開催された第1回フランス教会会議では、次のよう事柄が決定されているのである。すなわち、フランスの全てのカトリック教会で日曜説教をフランス語で行うこと³⁸⁷⁾、フランス教会で単一の典礼を編成するにあたって、秘跡の授与はフランス語で、秘跡形式はラテン語で行うこと³⁸⁸⁾、少数言語が使われている司教区では、司教は、フランス語が人々の間に広まるよう努力すること³⁸⁹⁾、等々である³⁹⁰⁾。

381) 大場 2011: 78

382) 壊れた木靴、棒切れ、石片、紙札、口に入れる大きなビー玉、など(ケラヴェル 1987: 37)。

383) ケラヴェル 1987: 37

384) 鶴巻 2010.03: 175

385) 関沢 2008c: 78

386) 大場 2011: 78

387) 第2教令第1項

388) 第2教令第3項

389) 第2教令第4項

それでもなお、ブルターニュでは、ブルトン語によるミサはその後も続けられていた³⁹¹⁾。ブルターニュでは、地域言語の使用がローマ・カトリック教会によって認められて来た歴史もあり、多くの教会において、ミサ、告解、説教などが全てブルトン語で行われていたのである³⁹²⁾。更に、1806年にカテキズムのフランス帝国統一版が出版された際には、地方の司祭達の要望に従い、ブルトン語などの少数言語版も出版されている³⁹³⁾。

そもそも、本論の第1章でも取り上げた通り、ブルトン語の最初の文法書は、カトリックの聖職者の手によるものであった。17世紀以降布教のために聖職者達がブルトン語を学び、信仰を伝える活動の中で書き言葉としてのブルトン語も普及して行くのである³⁹⁴⁾。

そして、書き言葉の普及に伴い、1700年以降にはブルトン語のカテキズムが登場している³⁹⁵⁾。カテキズムは、子供がカトリックを学ぶ上で最も基礎的な書物であった³⁹⁶⁾。いわば、読み書きの教科書がカトリックの教科書と一体化し、ブルターニュの子供達は、カトリックを通じて読み書きを学ぶことになったのである。

このことは、19世紀になっても続いていた。実際、1846年11月10日付けのコート＝デュ＝ノール県の初等学校視学官の知事（国選）に対する報告書には、トレギエで司教がブルトン語でカテキズム教育を行うために、ブルトン語を知らない子供にまでブルトン語による宗教教育が施されていることが警告されているのである³⁹⁷⁾。

こうした状況の中、フランス政府は、ブルトン語を排除できない原因を、カトリック教会にあると考えた³⁹⁸⁾。だからこそ、ブルトン語への弾

390) 原 1987.07: 106

391) 原 1987.07: 111

392) 大場 2011: 78

393) 原 1987.07: 106

394) 原 1990: 31-33

395) 原 1990: 33

396) 原 1990: 35

397) 原 1990: 130

398) 原 1990: 218

圧はカトリックへの弾圧に繋がったのである³⁹⁹⁾。1902年7月には、コンブによって司祭が説教とカテキズムにブルトン語を使用することを禁じられた⁴⁰⁰⁾。コンブによる無認可修道会系学校や無認可修道会の強制閉鎖が行われたのも同年である⁴⁰¹⁾。前章で取り上げた、公教育からのカトリックの排除は、少なくともブルターニュにおいては、少数言語の廃絶のためにも必要な事であった。

加えて、宗教としてのカトリック自体も、政教分離方針の下、革命以後のフランス政府から敵視される存在であった。そのため、カトリックの中で使用されるブルトン語もまた、共和派から反動的言語と見なされることになった⁴⁰²⁾。先出のバレールは「僧侶どもは彼らを狂信者に仕立て上げるために彼らの言葉を利用している」とさえ主張している⁴⁰³⁾。要するに、ブルトン語は、共和政府に反する思想を醸成していると見なされていたのである。

だが、逆にブルターニュの側では、公教育が自分達の母語に基づく文化を奪う物として捉えられ、ブルトン語に寛容な司祭や教会系私立学校に対する親近感が強化されて行くことになる⁴⁰⁴⁾。端的に言えば、中央政府の政策は、むしろ逆の循環を強化することになってしまったのである。カトリックがブルトン語の廃絶を妨げ、ブルトン語が民衆をカトリックに繋ぎとめている。ブルトン語とカトリックが、お互いに悪影響を及ぼし、ブルターニュを反共和的地域として醸成し、1つのフランスを妨げているという構図である。

いずれにせよ、当時のフランスにおいて、少数言語の弾圧とカトリックの弾圧は切り離し難いものであり、それらに対する抵抗もまた、単独のものではありえなかった。そのことは、恐らくブルターニュのカトリック聖

399) 大場 2011: 78

400) 原 1990: 217-218

401) 谷川 2015: 215

402) ケラヴェル 1987: 38

403) バレール 2002: 267

404) 谷川 2015: 220

職者の側からも意識されていた。だからこそ、教会や宗教書の中でブルトン語を使用するだけでなく、カトリック聖職者による積極的なブルトン語擁護運動が展開されることになるのである。

1896年にブルターニュ協会の一部として、ブルトン語擁護委員会が設立された⁴⁰⁵⁾のも、この時流と無関係ではなかった。その構成員の多くがバス＝ブルターニュ地方の聖職者であり⁴⁰⁶⁾、翌1897年5月23日に開かれたブルターニュ協会の大会では、ケルト学者ジョゼフ・ロート (Joseph Loth) の講演で、ブルトン語教育を担うのはカトリック教会であることが力説されることになるのである⁴⁰⁷⁾。

当時のブルターニュでは、ブルトン語がカトリック的なもので、フランス語は公教育などの共和的なものであるという通念が広まっていた⁴⁰⁸⁾。逆に言えば、ブルトン語を護り持続させることがフランス語によって侵入する近代の異教的な思想や風俗から免れ、宗教的倫理性、秩序を維持することに繋がると考えられたのである⁴⁰⁹⁾。こうして、ブルトン語擁護運動では、「ブルトン語と信仰はブルターニュにおける兄弟姉妹である」という標語が共有されて行くことになる⁴¹⁰⁾。

革命以後のブルターニュにおいて、ブルトン語とカトリックは、相互に守護者の様な関係となっていた。しかも、フランス政府側とブルターニュのカトリックの側が共にそれを自覚し、政府は少数言語とカトリックを弾圧し、カトリックは共和制に対抗し信仰を護るために言語の保護に務めるという皮肉な事態が展開されていたのである。

更に、こうした動きは、ブルターニュにおけるケルト的アイデンティティーの形成にも重なっていた。その代表的な例は、研究・交流機関として1843年に設立され、後にブルトン語擁護委員会を設けることになるブル

405) 原 2003: 200

406) 関沢 2008c: 78

407) 原 1990: 212-214

408) 原 1990: 217

409) 原 1990: 158

410) 原 1990: 194

ターニュ協会の活動であった。同会は、設立当初より考古学研究部会が設けられていたことも相俟って、次第にケルト民族主義的な志向を帯びて行くことになる⁴¹¹⁾。

1885年、同会の会長に就任したのは、ラ・ヴィルマルケであった。前節でも述べた通り、ラ・ヴィルマルケはカトリック信仰を重視する人物であった。そのラ・ヴィルマルケ会長が、プロテスタントと啓蒙主義を敵視し、カトリックを護るべきであると説き、この上に立ってこそケルト性に意義があると主張していたのである⁴¹²⁾。ここから、ブルトン語、カトリック、ケルトが、奇妙な形で合流して行くことになる。

ケルト・アカデミーが設立された際も、その趣旨の1つとしてブルトン語の研究が挙げられていた。ブルトン語がブルターニュの民謡、すなわちケルトの伝承を伝えるものである以上、ブルトン語はケルト語を受け継ぐ言葉と考えられていたからである。ケルト文化の古い伝承を求めて収集された民謡も、当然フランス語で伝わっていたものではない。ブルトン語は、ブルターニュのカトリックを護るものであると同時に、ブルターニュのケルト文化を保持するものと考えられたのである。

更に、前章で述べた通り、同じ頃のブルターニュでは、ケルト信仰が地元のカトリック信仰の中に刻まれているという考えが生まれていた。つまり、カトリック信仰を保護することは、ブルトン語を残すと同時に、そこに刻まれたケルト信仰を残すことにも繋がったのである。こうして、ブルトン語、ケルト、カトリックがブルターニュのアイデンティティーとして打ち出され、それらが互いに切り離し難いものとして意識されるようになって行く。

今日では、ブルトン語を学ぶ子供の為に、一部の教育機関でフランス語とのバイリンガル教育が行われている。また、1951年に「地方の言語と方言の教育に関する法律」、いわゆるデクソンヌ法 (Loi Deixonne)⁴¹³⁾が制定

411) 原 1990: 200

412) 原 1990: 193

413) Loi n° 51-46 du 11 janvier 1951 relative à l'enseignement des langues et 〃

されたことにより、公教育の中でのブルトン語の使用が認められるようになった⁴¹⁴⁾。その結果、現在ブルトン語が学べる教育機関として、カトリックに依らない協会学校であるディワン (Diwan)、公立の学校のバイリンガル学級、私立カトリック学校のバイリンガル学級などが挙げられるようになった⁴¹⁵⁾。

なお、2019-2020年度に教育機関のバイリンガルコースでブルトン語を学んだ学生のうち、初等教育では、7,604人の生徒がカトリック学校、2,673人がディワンの生徒である。また、同じく中等教育では、4,249人の生徒が公立学校に所属し、3,149人がカトリック学校に所属し、1,264人がディワンに所属している⁴¹⁶⁾。

見れば分かる通り、ブルトン語を学ぶ生徒は、公立学校の方がカトリック学校より多くなっている。現在では、ケルト文化やブルトン語を保護し、学ぼうとするものは、既に必ずしもカトリックの関係者ではなくなっているのである。それでも、これまでブルトン語の保存に大きな役割を担って来たのはカトリック学校であり、現在でも役割を失っていないことは事実である。

ブルトン語の存在は、学校に限られたものではない。ブルターニュ各地のパルドン祭でも、ブルトン語のミサが交えられることが多い⁴¹⁷⁾。また、しばしばパルドン祭にケルト文化を愛好するケルト会の会員が参加して、ビニウなどのケルトの楽器を演奏している⁴¹⁸⁾。

例えば2022年7月3日にロワール＝アトランティック県のサン＝ジルダ＝デ＝ボワ (Saint-Gildas-des-Bois) で行われたパルドン祭では、フラン

↘ dialectes locaux.

当時の国民議会議員デクソンヌ (Maurice Deixonne) に因んでデクソンヌ法と通称される。

414) 長谷川 2000.03: 219

415) 大場 2012: 25

416) Breizh-Info 2019.09.09

417) 関沢 2008c: 78

418) 鶴岡 2018: 478

ス語とラテン語の他ブルトン語でのミサが行われた⁴¹⁹⁾。他にも、ブルターニュ式楽隊バガドによる演奏、子供達の民族衣装での参加、ブルターニュの伝統的な遊びの体験、ブルターニュの踊り等が行われている⁴²⁰⁾。ブルターニュのカトリックの行事であるパルドン祭が、カトリック以外のブルターニュの文化保存活動を支えているのである。

以上のことから分かる通り、ブルターニュでは、カトリック信仰が地域アイデンティティーの形成に大きく貢献して来た。その過程で、ブルトン語に加え、本来カトリックにとっての異教的なものであるはずのケルトもまた、地元のカトリック信仰に結びつけられて来た。いわば、カトリックが、自ら積極的に「異教」を擁護することで、逆説的にも自分達の信仰と存在を保持し続けて来たということになる。実際、ブルターニュには、ケルト信仰の要素を併せ持った熱心なカトリック信者が多く残ったのである。

終章

今日、ブルターニュは、文化的に2つの顔を有している。1つは伝統的なカトリック信仰を残す地域という側面、もう1つは、古いケルトを源流とする文化を持つ地域という側面である。もちろん、それらは明確に分離できるものではない。ブルターニュの中に、純粋なカトリック信仰と純粋なケルト文化が個別に存在するわけではないのである。

実際、ブルターニュにおける伝統的なカトリックには、他のカトリック地域とは異なる独自性が多く見られる。そして、先に述べたとおり、その独自性はカトリックが布教される以前から存在するケルト信仰の転訛に起因すると見なされるのが一般的である。だからこそ、「ケルトのカトリック」が、今日のブルターニュの人々にとって重要な地域アイデンティティーとなっているのである。

しかしながら、本来のカトリックにとって、ケルト信仰は異教の要素、

419) Breizh-Info 2022.06.29

420) Breizh-Info 2022.06.29

つまりは排除すべき対象である。歴史を遡れば、ブルターニュにおいても、いわゆる対抗宗教改革の時代には、聖職者達によって、ブルターニュの人々から迷信や俗信を取り除くことが試みられていた。

ところが、現在のブルターニュでは、しばしばカトリック聖職者自身によって、敢えてケルト的な要素を盛り込んだ信仰が、自分達のカトリック信仰として護り続けられているのである。そこに、ブルターニュの固有性がある。つまり、ブルターニュでは、単にカトリック信仰とケルト文化が併存しているのではなく、カトリックが地元の異教を保護し、そのことによって地元のカトリック信仰が強く根づいているのである。本論が着目したのは、この点に他ならない。

こうした「ケルトのカトリック」が定着した背景には、歴史的な事情がある。1章で述べた通り、16世紀まで公国であったブルターニュは、そもそもフランスに抗う歴史の土壌を持っていた。しかも、フランスの西端に位置するブルターニュは、伝統的なカトリック信仰を残し続けた地域でもあった。その際、ブルターニュの人々が意識の上で重視してきたのは、あくまでも「カトリック信仰」であって「ケルト信仰」ではなかった。ブルターニュの地域アイデンティティーとしてケルトが注目され始めたのは、先に指摘したとおり、それほど古いことではないのである。

もちろん、ブルターニュが長くケルト文化を受け継いで来たこともまた事実である。ブルターニュのカトリックに見られる独自性がケルト文化に由来することもまた、それ自体としては事実であろう。

それでも、2章で述べた通り、ブルターニュの人々は、自分達のケルト信仰を積極的に伝え残そうとしてきたわけではない。ブルターニュの人々は、カトリック教会を受け入れ、カトリック聖職者を受け入れ、その下でカトリック信仰を大切にしてきたのである。後代の研究においてケルトの神々の転訛であると認められた「ブルターニュの聖人」への崇敬にしても、ブルターニュの人々にとっては、長らくカトリックの信仰のつもりで行ってきたものである。そこにあったのは、強く真摯なカトリック信仰であった。

だからこそ、3章で指摘したように、カトリックが弾圧された際、ブルターニュの人々は強い抵抗を示したのである。ブルターニュの人々にとって、カトリックの信仰は非常に重要なものであり、奪われることは耐えがたいことだったからである。あの時代、当事者達が護ろうとしたのは、カトリックの信仰以外の何物でもなかった。その中身が、「ブルターニュの聖人」への崇敬をも呑み込んだカトリック信仰、しかも真摯なカトリック信仰だったのである。その真摯なカトリック信仰にケルト的な要素が発見されるのは、4章で述べたように、絶対王政を倒したフランス革命以後のことであった。しかも、カトリックを護ろうとする闘いの中でのことであった。

1つの国家に1つの中央政府という統治形態を生み出したのは、絶対王政であった。各地方を地元の封建領主が治めるという形態を終わらせ、首都の国王が全国を一律に統治するようになっていったのである。革命後のフランス政府もまた、その国家形態を引き継ぎながら、更に強力な国民統一を進めていった。聖職者身分も含めて身分制を廃止し、全国民に同一の国法を適用し、共通の言語による議会制度を打ち立てようとしたのである。それと同時に、教会勢力の政治介入を抑えることもまた、革命期のフランス政府の大きな課題であった。だからこそ、カトリックの弾圧や国語統一を強硬に進めることになったのである。

こうした政策は、少なくともブルターニュの人々の意識にとって、自分達への弾圧であった。そして、自分達を護ることは、自分達のカトリック信仰を護ることに他ならなかったのである。ただし、それは同時に、自分達の存在を他と区別し、自分達の文化の固有性を意識する過程でもあった。そうした中で、ブルターニュのケルト的伝統も発見されることになるのである。

結果的に、ブルターニュはフランスの中でカトリック信仰の衰退が最も遅い地域と見なされ、「カトリックの砦」と呼ばれることになった。ブルターニュのカトリック、すなわち「ケルトのカトリック」が残ったのである。それは、カトリックとケルトではなく、あくまでも「ケルトのカト

リック」なのである。

現在、ブルターニュに関する先行研究は、少なくとも特に日本においては、ケルトに焦点を当てたものがほとんどである。信仰に関しても、ケルトの側面が取り沙汰されることが多い。もちろん、ブルターニュの文化や宗教について考えるとき、ケルトの影響そのものを否定することはできない。そのため、ブルターニュの文化や信仰を分析する際に、ケルトを切り口にすること自体は間違っただけではないだろう。

しかしながら、そうしたケルトの要素は、確かに存在するにせよ、認識され、意識されるのは後世になってからのことだという事実を見逃してはならない。すなわち、ブルターニュの人々が受け継いできたのは、彼らにとっての敬虔なカトリック信仰であるという事実を抜きにして、ブルターニュのケルトを単離的に語ることはできないのである。

ブルターニュの文化や信仰におけるケルト的性格は、フランス革命以後、地域アイデンティティーの創出の中で意識され始めたものである。あくまでもブルターニュのカトリックを護る闘いの中で、ブルターニュの言語やブルターニュのケルトが再発見されたのである。言い換えれば、カトリックを護る闘いが、皮肉にも異教要素を顕在化させ、ケルトのカトリックを完成させてしまったのである。

いずれにせよ、こうした過程を支えたのは、常にカトリック信仰であり、カトリック勢力であった。ブルターニュの人々が受け継ぎ、護ってきたものは、少なくとも当事者達の意識に照らせば、あくまでもカトリック信仰だったのである。

確かに、他地域のカトリック信者から見れば、ブルターニュのカトリックは、異教的であると見做されるかもしれない。その場合、護られたのは純然たるカトリックではないということになる。そうなると、ブルターニュのケルト的側面ばかりが強調されてしまう。

しかし、ブルターニュ研究という視点に立つ限り、本来のカトリックの形がどうであれ、そのカトリック的伝統を切り捨てることはできない。そして、宗教的権威の視座からではなく、信仰する人間の側から宗教を見た

場合、やはりブルターニュにあり続けたのはカトリック信仰に他ならない。

今後は、本論がここまで明らかにして来た事実を踏まえ、地域性やケルトの側面からだけではなく、カトリック研究の視座からブルターニュの事例を取り上げることが不可欠であろう。

参考文献

- Barère de Vieuzac, Bertrand (1794) *Rapport et projet de décret, présentés au nom du comité de salut public, sur les idiômes étrangers, & l'enseignement de la langue française*. Imprimerie nationale, 14p.
- Brosse, Gaële de la (2022.03.21) “Le Tro Breiz, c'est reparti,” *Le Pèlerin*. <<https://www.lepelerin.com/chemins-pelerinages/les-belles-histoires-du-chemin/le-tro-breiz-cest-reparti/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Breizh-Info* (2014.05.30) “600 enfants du Diocèse de Vannes chantent leurs saints,” <<https://www.breizh-info.com/2014/05/30/12809/600-enfants-du-diocese-vannes-chantent-leurs-saints/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Breizh-Info* (2016.10.30) “Saint-Anne d'Auray. Un 11 novembre en breton à ne pas manquer!,” <<https://www.breizh-info.com/2016/10/30/52167/saint-anne-dauray-11-novembre-breton-a-ne-manquer/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Breizh-Info* (2019.09.09) “Langue bretonne. 23 710 élèves vont apprendre le breton en Bretagne administrative,” <<https://www.breizh-info.com/2019/09/09/126339/langue-bretonne-23710-eleves-vont-apprendre-le-breton-en-bretagne-administrative/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Breizh-Info* (2022.06.29) “Saint-Gildas-des-Bois (Loire-Atlantique). Le pardon breton, c'est dimanche 3 juillet,” <<https://www.breizh-info.com/2022/06/29/188825/saint-gildas-des-bois-pardon-2022/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Chardonnet, Joseph (2011) *Le livre d'or des saints de Bretagne*. Coop Breizh, 381p.
- Chartier-Le Floch, Erwan (2021) *Histoire de Bretagne en 100 dates*. Coop Breizh, 205p.
- Conklin, George (1992) “Les Capétiens et l'affaire de Dol de Bretagne, 1179-1199,” *Revue d'histoire de l'Église de France*. Vol. 78, No. 201, p. 241-263.
- Duine, François-Marie (1921) “Un second manuscrit de la Chronique de Dol : Les archevêques Baudry et Roland : Le catalogue des archevêques,” *Revue d'histoire de l'Église de France*. Vol. 35, No. 1, p. 92-99.
- Duvaux, Jules (1882) “Circulaire relative à l'exécution de la loi du 28 mars 1882,” *Bulletin administratif de l'instruction publique*. Vol. 27, No. 510, p. 526-532.
- Fourquet, Jérôme (2019) *L'Archipel français : naissance d'une nation multiple et divisée*. Éditions du Seuil, 379p.

- Gauron, Roland (2013.11.02) "Le bonnet rouge, symbole de la révolte en Bretagne," *Le Figaro*. <<https://www.lefigaro.fr/actualite-france/2013/11/02/01016-20131102ARTFIG00234-le-bonnet-rouge-symbole-de-la-revolte-en-bretagne.php>> [最終確認日：2022.07.05]
- Hrovatin, Sylvie (2022.02.20) "Présidentielle. À Nantes, pour la Bretagne réunifiée, ils demandent un référendum," *Ouest France*. <<https://www.ouest-france.fr/pays-de-la-loire/nantes-44000/presidentielle-a-nantes-pour-la-bretagne-reunifiee-ils-demandent-un-referendum-a4401da6-923b-11ec-948f-21dc5d68c0cc>> [最終確認日：2022.07.05]
- INSEE (2022.01.18a) Bilan démographique 2021. <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/6037741?sommaire=6036447>> [最終確認日：2022.07.10]
- INSEE (2022.01.18b) Estimation de la population au 1^{er} janvier 2022: Séries par région, département, sexe et âge de 1975 à 2022. <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1893198#consulter>> [最終確認日：2022.07.05]
- INSEE (2022.06.27a) Comparateur de territoire : Département de la Loire-Atlantique (44). <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=DEP-44>> [最終確認日：2022.07.10]
- INSEE (2022.06.27b) Comparateur de territoires: France entière. <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=FE-1>> [最終確認日：2022.07.10]
- INSEE (2022.06.27c) Comparateur de territoires: France métropolitaine. <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=METRO-1>> [最終確認日：2022.07.10]
- INSEE (2022.06.27d) Comparateur de territoire: Région de Bretagne (53). <<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=REG-53>> [最終確認日：2022.07.10]
- Kernalegenn, Tudi (2014) "La république de Saint-Malo," *ArMen*. No. 200, p. 32-39.
- Langlois, Claude et al. (1996) *Atlas de la Révolution française. 9, Religion*. Éd. de l'École des hautes études en sciences sociales, 103p.
- Legueret, Michel (2022.03.13) "« Ni Français, ni Breton, Malouin suis. ». La République de Saint-Malo," *Breizh-Info*. <<https://www.breizh-info.com/2022/03/13/181236/ni-francais-ni-breton-malouin-suis-la-republique-de-saint-malo/>> [最終確認日：2022.07.05]
- Louis, Chauffier (1872) "Lettre inédite d'Innocent III du 12 mai 1200," *Bibliothèque de l'école des chartes*. Vol. 33, p. 595-605.
- Mabo, Solenn (2016) "Cacher les prêtres réfractaires sous la Révolution française: un engagement prioritairement féminin?," *En Envor : revue d'histoire contemporaine en Bretagne*. No. 8, p. 1-11.
- Manac'h, Per (2019.12.25) "Les pardons en Bretagne: célébrations religieuses et réjouissances profanes," *Breizh-Info*. <<https://www.breizh-info.com/2019/12/25/133358/les-pardons-en-bretagne-celebrations-religieuses-et>>

- rejouissances-profanes/> [最終確認日：2022.07.05]
- Morvan, Frédéric (2016) *Histoire de Bretagne: Les souverains de Bretagne : des rois aux ducs*. Encyclopédie de la Bretagne, 325p.
- Musée de Bretagne (2021) *Anne de Bretagne: Visite en autonomie (fiches ressources I^{er} degré)*. 26p.
- Nay, Olivier et al. (2011) *Lexique de science politique: Vie et institutions politiques*. Dalloz, 600p.
- Pelletier, Yannick (1989) *Les Enclos bretons*. J.-P. Gisserot, 64p.
- Saint-Maurice, Rémy (1902.08.16) “L’exécution des décrets en Bretagne,” *L’Illustration*, No. 3103, p. 131-133.
- Secrétariat général de l’enseignement catholique (2022) *Les chiffres de l’enseignement catholique 2021-2022 (Enseignement catholique actualités n°407, février-mars 2022)*, XVIp.
- Uzureau, François (1919) “Les prêtres insermentés du Finistère (1791-1793),” *Annales de Bretagne et des pays de l’Ouest*. Vol. 34, No. 3, p. 261-272.
- VL (2017.07.22) “Tro-Breiz 2017. La boucle de Bretagne sera bouclée!” *Breizh-Info*. <<https://www.breizh-info.com/2017/07/22/73962/tro-breiz-2017-bretagne/>> [最終確認日：2022.07.05]
- 阿河雄二郎 (2014.03) 「欧米歴史散歩 バス＝ブルターニュ地方の壮大な「困い教会」」『関学西洋史論集』No. 37, p. 55-62.
- 荒井献 (1997) 『新約聖書外典』講談社, 525p.
- 今林直樹 (2013.03) 「アンヌ・ド・ブルターニュの記憶とロワールの古城」『人文社会科学論叢』No. 22, p. 81-89.
- ヴォヴェル, ミシェル (1992) 谷川稔他訳『フランス革命と教会』人文書院, 298p.
- 大場静枝 (2011) 「抗う人々の歴史：フランス・ブルターニュ半島の闘争」小辻梅子・山内淳編『二つのケルト：その個性と普遍性』世界思想社, p. 63-99.
- 大場静枝 (2012) 「フランス・ブルターニュ地方における言語交替とバイリンガル教育の推進：戦後から現在までの話者人口調査を通して」『プロジェクト研究』No. 8, p. 15-29.
- 大場静枝 (2018) 「訳者解説」山内淳監訳『バルザス＝ブレイス：ブルターニュ古謡集』彩流社, p. 436-455.
- 鹿島茂 (2016) 『聖人366日事典』岩波書店, 東京堂出版, 483p.
- ケラヴェル, アルマン (1987) 「抑圧から希望へ」ジオルダン, アンリ編, 原聖訳『虐げられた言語の復権：フランスにおける少数言語の教育運動』批評社, p. 36-46.
- 小坂井理加 (2014.03) 「継承戦争期ブルターニュにおける聖人崇敬の政治的利用：シャルル・ド・ブロワの聖人認定調査」『年報地域文化研究』No. 17, p. 22-40.
- 佐々木真 (2016) 『図説 フランスの歴史』河出書房新社, 183p.
- シュトレーター＝ベンダー, ユッタ (1996) 進藤英樹訳『聖人：神的世界への同伴者』青土社, 331p.

- 上智学院新カトリック大事典編纂委員会編 (2002) 『新カトリック大事典 第3巻』 研究社, 1648p.
- 上智大學編 (1954) 『カトリック大辭典Ⅳ』 富山房, 907p.
- 新谷尚紀 (2008) 「ブルターニュのトロメニ」 新谷尚紀・関沢まゆみ編 『ブルターニュのバルドン祭り：日本民俗学のフランス調査』 悠書館, p. 119-223.
- 関一敏 (1993) 『聖母の出現：近代フォーク・カトリシズム考』 日本エディタースクール出版部, 268p.
- 関沢まゆみ (2008a) 「バルドン祭りと巡礼」 新谷尚紀・関沢まゆみ編 『ブルターニュのバルドン祭り：日本民俗学のフランス調査』 悠書館, p. 7-40.
- 関沢まゆみ (2008b) 「バルドン祭りと奇跡の泉」 新谷尚紀・関沢まゆみ編 『ブルターニュのバルドン祭り：日本民俗学のフランス調査』 悠書館, p. 41-65.
- 関沢まゆみ (2008c) 「バルドン祭りと夏至の火」 新谷尚紀・関沢まゆみ編 『ブルターニュのバルドン祭り：日本民俗学のフランス調査』 悠書館, p. 67-118.
- 総務省統計局編 (2021) 『第71回 日本統計年鑑 (2022)』 総務省統計局, 758p.
- 高澤紀恵 (2011) 「〈アンシアン・レジーム〉のフランスとヨーロッパ」 谷川稔・渡辺和行編 『近代フランスの歴史：国民国家形成の彼方に』 ミネルヴァ書房, p. 9-39.
- 武部好伸 (2003) 『フランス「ケルト」紀行：ブルターニュを歩く』 彩流社, 285p.
- 田辺保 (1992) 『ブルターニュへの旅：フランス文化の基層を求めて』 朝日新聞社, 255p.
- 田辺保 (2000) 『フランス巡礼の旅』 朝日新聞社, 280p.
- 田辺保 (2002) 『フランスにやって来たキリストの弟子たち：「レグンダ」をはぐくんだ中世民衆の心性』 教文館, 294p.
- 谷川稔 (2015) 『十字架と三色旗：近代フランスにおける政教分離』 岩波書店, 283p.
- 谷川稔・上垣豊 (2011) 「フランス革命とナポレオン帝政」 谷川稔・渡辺和行編 『近代フランスの歴史：国民国家形成の彼方に』 ミネルヴァ書房, p. 43-89.
- 鶴岡真弓 (2000) 『「ケルト的なもの」はなぜ賛美されたのか：近代国民国家の創造とケルト性』 鎌田東二・鶴岡真弓編 『ケルトと日本』 角川書店, p. 65-97.
- 鶴岡真弓 (2018) 『ケルトの想像力：歴史・神話・芸術』 青土社, 548p.
- 鶴巻泉子 (2010.03) 「少数言語と『新しい地域主義』をめぐって：ブレイス語の場合」 『言語文化研究叢書』 Vol. 9, p. 173-186.
- 内藤道雄 (2000) 『聖母マリアの系譜』 八坂書房, 302p.
- 中木康夫 (1984) 『騎士と妖精：ブルターニュにケルト文明を訪ねて』 音楽之友社, 218p.
- 新倉俊一他編 (1997) 『現代のフランス〔増補版〕』 大修館書店, 750, 258p.
- 長谷川秀樹 (2000.03) 「現代フランスにおける言語問題：地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって」 『立命館国際研究』 Vol. 12, No. 3, p. 217-234.
- 秦剛平 (2013) 『美術で読み解く聖人伝説』 筑摩書房, 427p.
- ハードン, ジョン・A (1982) 浜寛五郎訳 『現代カトリック事典』 エンデルレ書店, 854p.

- 花房秀一 (2018.03) 「1351年のノルマンディ地方三部会における王権と地域住民」『中央学院大学法学論叢』Vol. 31, No. 2, p.95-113.
- 原聖 (1987.07) 「言語社会史のなかの少数言語：フランス革命期の事例から」『一橋研究』Vol. 12, No. 2, p. 97-111.
- 原聖 (1990) 『周縁の文化の変貌：ブルトン語の存続とフランス近代』三元社, 262p.
- 原聖 (1994) 「フォークロアの創出：ブルターニュをめぐる議論から」倉智恒夫他編『幻想のディスカール：民衆文化と芸術の接点——』多賀出版, p. 471-444.
- 原聖 (2003) 『<民族起源>の精神史：ブルターニュとフランス近代』岩波書店, 233p.
- 原聖 (2016) 『ケルトの水脈』講談社, 387p.
- バレール (2002) 「方言とフランス語の教育にかんする報告と法案」坂上孝編訳『フランス革命期の公教育論』岩波文庫, p. 261-276.
- 日立ソリューションズ (2012) 『百科事典マイペディア 電子辞書版』
- 福井憲彦 (2019) 『教養としての「フランス史」の読み方』PHP エディターズ・グループ, 414p.
- 福田真希 (2011) 「フランスにおける恩赦の法制史的研究 (六)」『名古屋大学法政論集』Vol. 242, p. 319-355.
- ボベロ, ジャン (2009) 三浦信孝・伊達聖伸訳『フランスにおける脱宗教性の歴史』白水社, 186p.
- ミシェル・ナシエ (2017) 阿河雄二郎訳「アンヌ・ド・ブルターニュ：二人のフランス王と結婚した王妃」阿河雄二郎・嶋中博章編『フランス王妃列伝 = Vies des reines de France : アンヌ・ド・ブルターニュからマリー＝アントワネットまで』昭和堂, p. 19-44.
- 村川堅太郎他編 (1992) 『世界史小辞典 第2版』山川出版社, 233p.
- 梁川英俊 (2001.09) 「ブルターニュにおけるナショナリズムの誕生 (一) : 『バルザズ・ブレイス』以前のラヴィルマルケ」『人文学科論集』Vol. 54, p. 85-117.
- 梁川英俊 (2002.02) 「ブルターニュにおけるナショナリズムの誕生 (二) : 『バルザズ・ブレイス』以前のラヴィルマルケ」『人文学科論集』Vol. 55, p. 59-89.
- 梁川英俊 (2002.07) 「ブルターニュにおけるナショナリズムの誕生 (三) : 『バルザズ・ブレイス』以前のラヴィルマルケ」『人文学科論集』Vol. 56, p. 71-100.
- 山内淳 (2011a) 「ケルトの歴史的発展：ガリアを中心に」小辻梅子・山内淳編『二つのケルト：その個別性と普遍性』世界思想社, p. 3-21.
- 山内淳 (2011b) 「ブルターニュ公国の興亡」小辻梅子・山内淳編『二つのケルト：その個別性と普遍性』世界思想社, p. 23-61.
- 山内淳 (2018) 「訳者あとがき」山内淳監訳『バルザズ＝ブレイス：ブルターニュ古謡集』彩流社, p. 456-463.
- ラ・ヴィルマルケ編 (2018) 山内淳監訳『バルザズ＝ブレイス：ブルターニュ古謡集』彩流社, 463p.
- ルドー, ファンシュ他 (1996) 原聖訳『天国への道：民衆文化と司祭たち』日本エディターズスクール出版部, 293p.

謝辞

本論文を執筆するにあたり、お世話になった皆様に深く感謝の意を表します。とりわけ、指導教官の宮本要太郎先生からは、細部にわたり適切なご指導を賜りました。大学院の先輩である伊藤耕一郎氏からは、多くのご助言と激励を頂きました。ブルトン語及び文化がご専門のレンヌ第二大学教授ル・コアディック (Ronan Le Coadic) 先生からは、ブルターニュの伝統文化に関してご教示いただきました。ブルターニュ文化専門誌『ル・ペンヌ＝バース (Le Penn-Bazh)』編集長シャルチエール・フロック (Erwan Chartier-Le Floch)^{注)}氏は、複数回にわたる質問に丁寧にお答えくださいました。加えて、革命期にブルターニュの人々が非宣誓僧を匿っていたという歴史的事実に関して、貴重な情報及び資料を教示くださいました。本当にありがとうございました。

注) ブルトン語での表記。本稿の本文や脚注及び参考文献では、出典となる文献の表記に従って、フランス語での表記 (Chartier-Le Floch) で記している。